

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年4月1日
(第29期)	至	2020年3月31日

コムシード株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

(E05401)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	23
5. 研究開発活動	23
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	31
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	32
(5) 所有者別状況	33
(6) 大株主の状況	33
(7) 議決権の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	35
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	36
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	36
(2) 役員の状況	39
(3) 監査の状況	43
(4) 役員の報酬等	47
(5) 株式の保有状況	48
第5 経理の状況	50
1. 財務諸表等	51
(1) 財務諸表	51
(2) 主な資産及び負債の内容	85
(3) その他	88
第6 提出会社の株式事務の概要	89
第7 提出会社の参考情報	90
1. 提出会社の親会社等の情報	90
2. その他の参考情報	90
第二部 提出会社の保証会社等の情報	91

[監査報告書]

[確認書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第29期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 謙次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	（03）5289－3111（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 大久保 泰夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	（03）5289－3111
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 大久保 泰夫
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高 (千円)	1, 203, 520	1, 547, 936	1, 514, 092	1, 360, 191	1, 171, 372
経常利益 (千円)	42, 998	40, 898	23, 375	37, 546	17, 693
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△75, 115	30, 610	△47, 664	20, 397	△54, 755
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	△6, 301
資本金 (千円)	784, 452	859, 926	884, 926	884, 926	884, 926
発行済株式総数 (株)	5, 195, 995	5, 602, 129	5, 737, 264	5, 737, 264	5, 737, 264
純資産額 (千円)	524, 027	703, 790	706, 978	727, 303	672, 437
総資産額 (千円)	746, 185	1, 181, 179	1, 104, 097	1, 062, 618	996, 091
1株当たり純資産額 (円)	50. 23	62. 79	61. 52	63. 30	58. 52
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△7. 28	2. 91	△4. 20	1. 78	△4. 77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	2. 85	—	1. 76	—
自己資本比率 (%)	70. 0	59. 6	63. 9	68. 3	67. 4
自己資本利益率 (%)	△16. 4	5. 0	△6. 8	2. 9	△8. 2
株価収益率 (倍)	—	72. 46	—	205. 34	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3, 451	148, 253	52, 984	60, 192	△72, 493
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△140, 401	△29, 267	△55, 298	△94, 786	△225, 607
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	87, 643	318, 982	5, 225	△31, 598	18, 962
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	257, 397	695, 366	698, 276	632, 084	352, 945
従業員数 (人)	52	54	56	54	58
(ほか、平均臨時雇用者数)	(7)	(6)	(10)	(7)	(6)
株主総利回り (%)	32. 6	35. 0	33. 3	60. 8	66. 2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89. 2)	(102. 3)	(118. 5)	(112. 5)	(101. 8)
最高株価 (円)	1, 200	690	690	1, 220	816 (1, 633)
最低株価 (円)	308	272	340	377	246 (493)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第25期、第27期及び第29期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、第25期、第27期及び第29期は当期純損失であるため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、第25期から第28期まで関連会社がないため記載しておりません。
6. 資本金の増加及び発行済株式総数の増加について、第25期は無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及び第三者割当による新株式の発行並びに新株予約権の行使、第26期は無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使、第27期は無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものです。
7. 当社は、2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第25期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は名古屋証券取引所（セントレックス）におけるものであります。
9. 第29期（2020年3月期）の株価については株式分割（2020年4月1日付、1株につき2株）による権利落後の最高・最低株価を記載しており、（ ）内に株式分割前の最高・最低株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
1991年12月	海外ゲームの国内製造販売を目的に、東京都豊島区北大塚二丁目18番8号にマイクロワールド株式会社を設立。
1992年1月	株式移動により株式会社日本テレネットが70%、ユー・ビー・アイ・エス・エー社（フランス）が30%の株主となる。
1993年5月	事業活動を休止。
1994年3月	ユー・ビー・アイ・エス・エー社（フランス）からの株式譲受により株式会社日本テレネットが100%の株主となる。
1994年6月	本店を東京都豊島区北大塚二丁目10番6号に移転。
2000年9月	パチンコクラブ・ドットコム株式会社に商号変更。
2001年3月	株式会社日本テレネットより携帯電話を使用したパチンコに関する情報提供サービス事業の営業譲渡を受ける。
2001年6月	株式会社日本テレネットからの株式移動により、N I F・Hファンド1号（業務執行組合員 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社）が62.5%の大株主となる。
2002年8月	コムシード株式会社に商号変更 本店を東京都台東区上野五丁目6番10号に移転。
2003年2月	N I F・Hファンド1号からの現物分配により、株式会社平和が55.7%の大株主となる。
2004年5月	株式会社名古屋証券取引所「セントレックス」に株式を上場。
2004年5月	株式上場に伴い、公募増資による1,000株の株式発行及び株式会社平和が300株を売り出したことにより、同社の株式保有比率が43.57%となる。
2005年2月	本店を東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号に移転。
2005年4月	株式会社ホーゲットの株式を第三者割当増資を引受けることにより196株、議決権比率49.0%取得。
2005年7月	株式会社エバーワークスを設立 株式数1,200株、議決権比率60.0%取得。
2005年7月	本店を東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号に移転登記。
2005年10月	Eコマースサイト「マイニーズ」をGMOメディアより事業譲受。
2006年2月	株式会社ケイ・アイ・プランニングの株式を筆頭株主より譲り受けることにより40株、議決権比率20.0%を取得。
2006年9月	株式会社ケイ・アイ・プランニングの保有株式の一部株式（11株、議決権比率5.5%）を株式会社三田商事へ譲渡。
2006年11月	「パチンコ倶楽部」「パチメロEX」「パチメロ大集合」の企画から製作、配信までを当社が一元的に運営管理するため、NECビッグローブ株式会社からIP移管開始。
2006年11月	パチスロ情報サービス「HAZUSE」を運営する有限会社アッシュと業務提携契約を締結し、パチスロ及びパチンコファン専用のオンラインコミュニティサービスを共同で構築することで合意。
2007年1月	株式会社サイカンによる当社普通株式の公開買付けにより、同社が当社の普通株式13,072株を取得し、当社の主要株主及び筆頭株主となる。また、同社に対して7,500株の第三者割当増資を実施し、当社の発行済株式数は37,500株、資本金は663,000千円となり、同社は当社の株式20,572株（議決権比率55.10%）を保有。
2007年4月	Eコマースサイト「マイニーズ」を株式会社ウェブ・ポートに事業譲渡。
2007年5月	株式会社エバーワークスの全株式（株式数1,200株、議決権比率60.0%）を株式会社ゼロンへ譲渡。
2007年5月	株式会社ホーゲットの全株式（株式数196株、議決権比率49.0%）を河合正人氏及び鈴木啓之氏へ譲渡。
2007年6月	株式会社ケイ・アイ・プランニングの保有株式の全株式（29株、議決権比率14.5%）を同社創業者へ譲渡。
2007年7月	株式会社サイカンゲームズを設立 株式数8,000株、議決権比率100.0%取得。
2007年8月	株式会社セカンドファクトリーを設立 株式数3,000株、議決権比率100.0%取得。
2007年10月	株式会社サイカンゲームズがCykan Games Korea Co., Ltd.を設立 資本金5,000万ウォン、議決権比率100.0%取得。
2007年12月	Cykan Games Korea Co., Ltd.が韓国のCykan Entertainment Co., Ltd.よりオンラインゲーム開発事業の一部を事業譲受。

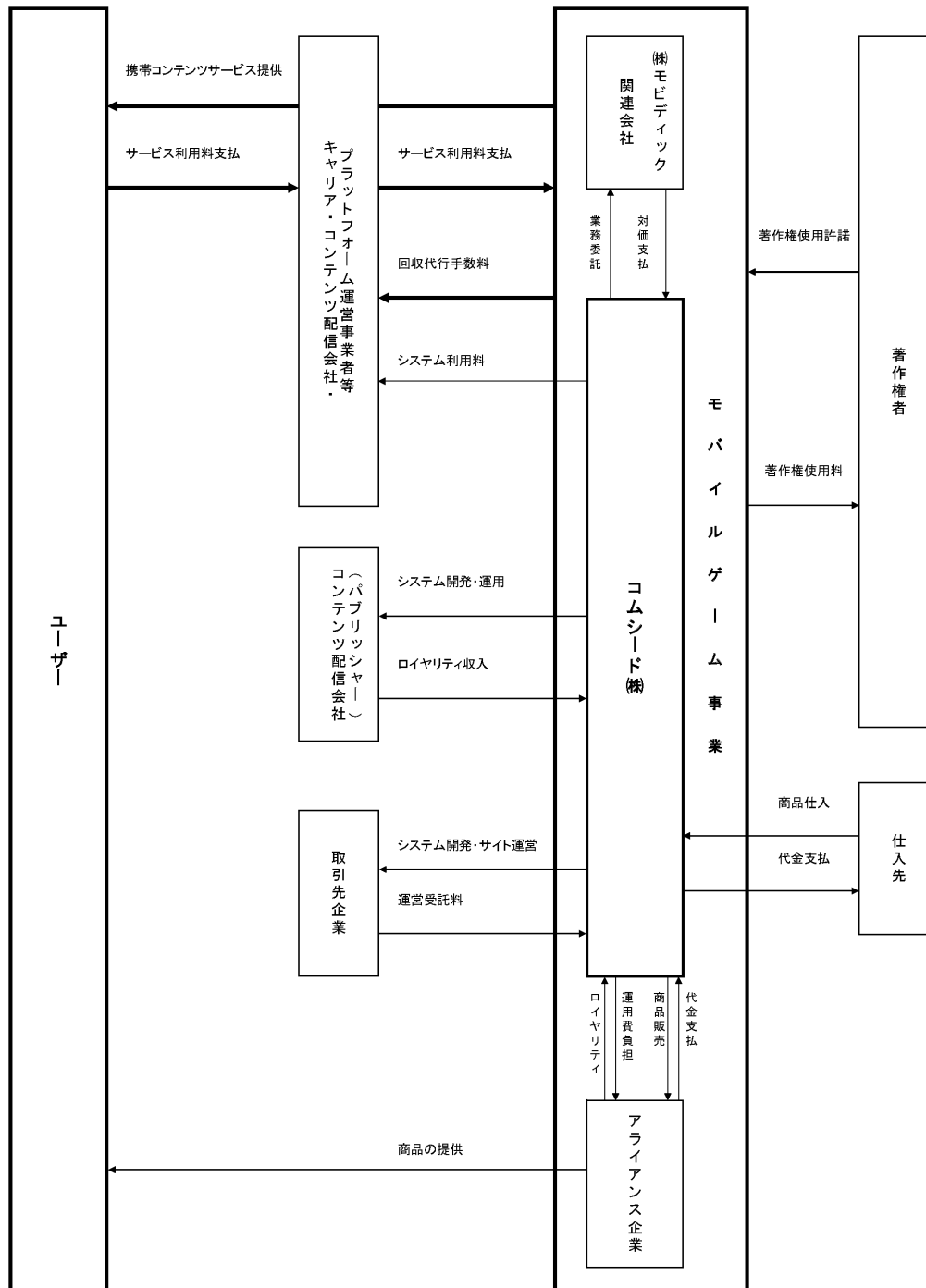
年月	事項
2008年3月	株式会社サイカンゲームズ、株式会社セカンドファクトリー及びCykan Games Korea Co., Ltd. の事業活動を休止。
2008年4月	株式会社サイカンゲームズは、2008年3月に休止したオンラインゲーム「PaperMan」に関する事業のうち、韓国内における著作権及び当該配信事業を除いた著作権・営業権等を含む全ての事業をCykan Games Korea Co., Ltd. より譲り受け、その後、当社及び株式会社サイカンゲームズは同事業を株式会社ゲームボットに譲渡。
2009年3月	株式会社サイカンゲームズ、株式会社セカンドファクトリー、Cykan Games Korea Co., Ltd. の連結子会社3社を清算結了。
2009年6月	財務内容の健全化を図るため資本減少を行い、資本金は568,883千円となる。
2011年3月	本店を東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地に移転。
2011年11月	株式会社ワークジャムよりソーシャルゲーム事業を事業譲受。
2011年12月	グリー株式会社とパチンコ・パチスロファン向けのソーシャルゲーム協業に関する契約を締結。
2013年6月	第三者割当による新株式の発行により、発行済株式総数は45,134株、資本金は631,367千円となる。
2013年10月	普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用。
2014年5月	第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権並びに第3回新株予約権を発行。
2014年5月 ～7月	第2回新株予約権の行使により、発行済株式総数は4,790,400株、資本金は681,975千円となる。
2015年4月	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により、発行済株式総数は5,051,495株、資本金は731,975千円となる。
2015年6月	第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権を発行。新株式の発行により、発行済株式総数は5,188,995株、資本金は781,887千円となる。
2015年9月	第4回新株予約権の行使により、発行済株式総数は5,195,995株、資本金は784,452千円となる。
2016年10月 ～2017年3月	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部転換及び第5回新株予約権の行使により、発行済株式総数は5,602,129株、資本金は859,926千円となる。
2017年9月	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により、発行済株式総数は5,737,264株、資本金は884,926千円となる。
2018年5月	株式会社WEAREの株式を第三者割当増資による新株引受けにより90株、議決権比率6.3%取得。
2018年11月	株式会社GRIPの株式を第三者割当増資による新株引受けにより17株、議決権比率14.5%取得。
2019年9月	株式会社モビディックの株式を第三者割当増資による新株引受けにより270株、議決権比率35.0%取得。
2020年4月	普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割。

3 【事業の内容】

当社は、Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）を親会社とする企業集団に属しております。当社グループは、当社及び関連会社1社で構成されており、モバイルデバイス向けにインターネットを通じてユーザーに対しコンテンツの提供や情報の配信を行うモバイル事業を展開しております。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別による記載を省略しております。

当社グループの事業内容は次の系統図のとおりであります。



(注) →取引の流れ

また、当社がモバイル事業を展開するうえで主要な情報サービスは、以下のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

区分	サービス内容	概要
モバイル事業	ソーシャルゲーム	SNS向けをはじめ、各種ソーシャルゲームの企画・開発・運営を行っております。
	従量制スマートフォンゲームアプリ	スマートフォン向けのアプリ開発・販売を行っております。
	受託開発・運営	取引先企業のサービスサイト・アプリに関する受託開発から企画・運営を手掛けております。

4 【関係会社の状況】

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) Cykan Holdings Co., Ltd.	大韓民国 ソウル市 江南区	(億ウォン) 23	韓国内を中心とした不動産コンサルティング業及び不動産賃貸業等、関連会社の管理	被所有 52.90	役員の兼任2名
(関連会社) 株式会社モビディック	東京都 千代田区	40,100千円	ゲームパブリッシング事業 マーケティング代行業業 ゲーム運営受託事業	所有 35.06	役員の兼任1名 営業上の取引あり

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58 (6)	38.8	6.7	4,788

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託社員、派遣社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、モバイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「楽しさの種をまく」を経営理念として掲げ、趣味性に富んだエンターテインメントコンテンツを創造し、より豊かで彩りのある社会をつくることへの貢献を目指しております。そのために、「価値を創り出す企業であり続ける」「信頼される企業であり続ける」「成長を目指し、環境に進化適応できる組織であり続ける」を経営方針として、企業活動を推進しております。

また、当社設立以来の事業であるモバイル事業を核に、当社の強みである、特定分野のコアなファン層を中心とする人々に対し、そのニーズをくみ取ったユーザー本位のサービスを追及していくとともに、モバイル技術の進化にあわせた高品質なサービスの提供を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

当社が展開するモバイル事業を取り巻く環境は、スマートフォンやタブレット型などの高機能携帯端末が急速に普及している中、モバイルコンテンツ市場は、端末の高速・高機能化や通信料金体系の定額化を背景に引き続き堅調に推移するとともに、国内のゲームアプリ及びSNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大しております。

従いまして、当社は次の目標を掲げ、収益性の向上を図る所存であります。

①「ワンソースマルチプラットフォーム戦略」に基づく既存コンテンツの多面的な展開

まず第1フェーズとして、Google PlayやApp Store等のアプリマーケットを中心に、従量制販売でパチンコ・パチスロ等のゲームアプリを提供します。第2フェーズではこれらのコンテンツを基本無料モデルのプラットフォームに横展開します。当社で運営するソーシャルゲーム「グリパチ」※がこれにあたり、ここでは、アイテム課金等で収益を得ます。そして第3フェーズとして、当該コンテンツを他社プラットフォームへも提供し、さらなる収益を得ます。これが、当社の推進する「ワンソースマルチプラットフォーム戦略」です。

なお、これら各フェーズへのコンテンツ移植についても社内の内製化を推進することで、外注費等の原価圧縮を図り利益拡充に努めております。

※ソーシャルゲーム「グリパチ」は、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。2012年1月に「GREE」フィーチャーフォン版よりサービスを開始し、同年10月にはAndroid版、2014年4月にはiOS版をそれぞれ提供開始し、2020年5月1日現在、会員数500万人を突破しております。

② 当社ノウハウを活かした各方面での協業推進

当社は、当社の主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」に続くコアタイトルの育成と収益源の多様化が重要であると考えております。

当社は、「グリパチ」においてターゲットユーザーを絞り込み、パチンコ・パチスロファンといった特定ジャンルのユーザーが最大限楽しさを感じて頂けるコンテンツやサービスを提供していくことを強みとしており、アプリ事業に未参入の企業や、当社とは異なる分野においてコアユーザー向けサービスに強みをもつ企業との業務提携を行うことで、新しいビジネス領域を開拓するとともに業務提携先の強みを生かした市場での事業モデルを創出し、企業価値の向上と経営基盤の強化を図る所存です。そのために、M&Aや資本提携による協業を推進し、事業領域を拡大してまいります。

③ 世界の優良コンテンツを国内向けにスマートフォンアプリ化して提供するゲームパブリッシング事業

スマートフォンアプリ市場においては、その成長が成熟期に入りつつも、その中で圧倒的に利用されているゲームアプリにフォーカスし、ゲーム市場のトレンドに合わせて迅速にコンテンツを投下することは、当社の事業拡大につながるものと考えております。当社としましては、世界のゲーム開発会社による良質なゲームタイトルを、日本市場に適合するように、言語のローカライズのみならず、日本のユーザーの嗜好に合わせたゲームバランス、デザイン、機能追加のカルチャライズを行い最適化し、国内市場に向け提供するゲームパブリッシング事業を継続して行うことで、今後の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は既存の事業を一層強化し、周辺領域の拡充及び関連企業との関係強化を行うとともに、新規領域でのサービスを早期に軌道に乗せることで、安定した収益の拡大を目指します。

このため、当社では中長期的に売上高経常利益率10%の達成を目標に経営指標として管理しております。

当社が利益率を重視する理由は、安定した利益成長を継続するとともに、新規領域でのサービスへの投資判断についても採算性を意識することが重要と考えているためです。

また、当社は利益剰余金が欠損であることから、利益率を重視することで中長期的に自己資本の充実による財務基盤の強化が図れ、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実にもつながるものと考えております。

今後は既存サービスを一層強化し、さらにコンテンツの企画開発・著作権取得、業務提携、M&A等の業容拡大につきましても、資金の状況等を勘案しながら、キャッシュ・フローを重視した事業展開を行う所存であります。

(4) 経営環境

当社は、スマートフォン向けコンテンツビジネスのさらなる成長及びシェアの拡大を図るべく、経営資源をモバイル事業に集中し、既存サービスの拡充及び新規サービスの開発に注力しております。

当社の主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」や従量制アプリのコンテンツはパチンコ・パチスロジャンルが主であります。オンラインでパチンコ・パチスロがプレイできる「グリパチ」は、現在稼働中の機種だけではなく、過去の人気機種やオリジナルコンテンツがプレイでき、またユーザー同士のコミュニケーションや競争が楽しめるオンラインゲームの要素を強く持っているため、実際のパチンコホールのような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛や遊技人口減少による影響は少ないものと考えております。

しかしながら、パチンコ・パチスロ市場は遊技参加人口の減少を背景にパチンコホール数も減少傾向であることから、遊技機市場も影響をうけ低調に推移することも予想されます。従量制アプリのコンテンツにつきましても、これらの市場の動向に左右されやすく、スマートフォンゲームを核としたジャンルの多角化は、当社としては避けて通れない道であります。一方で、当ジャンルの市場には、当社にしかできないと自負する強みも根強く存在し、その資産を最大限に活かしつつ、周辺領域にチャレンジしていくことは、当社にとって喫緊の課題でもあります。

よって、引き続き既存事業で収益基盤を維持しつつ、並行して複数分野のパートナーとのアライアンスを推進することで、業容拡大を目指してまいります。

あわせて、現在の主力サービスに次ぐ第2、第3の柱となるサービスを早急に育成すべく、国内外優良コンテンツをスマートフォンアプリ化して提供するゲームパブリッシング事業を並行して展開することで、リスク分散を図ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき課題は次のとおりであります。

① 既存事業による収益基盤の維持・強化

スマートフォンゲーム市場においては、市場環境やユーザーの嗜好、トレンドなど急変する要素が多いことから、事業の継続性と成長のためには新たな収益源の創出を継続的に行うことが必要です。そのためには、安定した収益基盤の維持が重要となっておりまゐります。まずは主力事業であるソーシャルゲーム「グリパチ」、従量制アプリ、ゲームパブリッシング事業及び受託事業など既存事業の維持で足場を固め、収益基盤を維持してまゐります。

② 新規ゲームタイトルの収益化

上記の通り、安定成長に向けた収益多様化の為に、グリパチに続くコアタイトルを育成することが最も重要な課題であります。今後も新規事業として、国内外ゲームタイトルのパブリッシング展開やゲーム化を継続してまゐります。

③ 新規ビジネスの早期事業化

当社の事業領域であるスマートフォンアプリ関連事業において、コアビジネスであるソーシャルゲームに加え、他のコンテンツホルダーや周辺領域で強いノウハウを所持する企業とのアライアンス等を通じて、第2、第3の柱となる事業の創出が重要な課題であると認識しております。引き続き、関係企業との連携強化、機動性の向上を図り、新規事業の早期収益化を目指します。

④ 株主の皆様への利益還元

当社は、前期に続き、繰越利益剰余金が欠損の状態となっております。このため当期及び次期の株主配当につきましても、誠に遺憾ではございますがその実施を見送らせていただくことといたしました。剰余金配当については、業績や経営基盤の充実並びに将来の成長などを総合的に勘案し、継続的に実施しなければならないとの基本認識でおり、引き続き早期に配当原資とすべき利益の計上を行えるよう、収益基盤の強化を図ってまゐります。株主の皆様には、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 新規サービスの展開について

① 「グリパチ」への依存

当社のソーシャルゲーム事業で主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」は、着実に会員数を増加させており、当社売上にも占める比率が最も高くなっております。このためサービスを展開するプラットフォームの事業方針やサービスの変更により運営に支障が生じた場合や、ゲーム市場のトレンドに対して同サービスの価値が陳腐化した場合、競合サイトに対する競争力が低下し利用者数が減少した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」はサービス開始8周年となりましたが、オンラインでパチンコ・パチスロがプレイできる「グリパチ」は、現在稼働中の機種だけではなく、過去の人気機種やオリジナルコンテンツがプレイでき、またユーザー同士のコミュニケーションや競争が楽しめるオンラインゲームの要素を強く持っているため、実際のパチンコホールのような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛や遊技人口減少による影響は少ないものと考えております。

当社としましては、今後も既存協賛パチンコ・パチスロメーカーからの定期的なシミュレーターアプリ提供に加え、新たに協賛パチンコ・パチスロメーカーからのコンテンツ参加を推進するとともに、Youtubeを活用したコラボなど新たなプロモーション展開やキャンペーン等の施策、累積会員数の増加に伴う広告収益の拡大によって、当該サービスによる安定的な収益基盤の構築を図る所存であります。

② 「グリパチ」に続くコアタイトルの育成

当社の主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」や従量制アプリのコンテンツはパチンコ・パチスロジャンルとなりますが、パチンコ・パチスロ市場は、遊技参加人口の減少を背景にパチンコホール数も減少傾向であることから、遊技機市場も影響をうけ低調に推移することも予想されます。

このため、現在の主力サービスに次ぐ第2、第3の柱となるサービスを早急に育成し、スマートフォン向けコンテンツビジネスにおけるシェアの拡大により事業の安定的な収益基盤が図れるものと考えております。

当社は経営基盤の強化と成長性を確保するため、積極的に新規サービスの開発に取り組んでおります。しかしながら、その遂行過程において事業環境の急激な変化や事後的に顕在化する予測困難な問題等が発生し、サービスの開発自体を断念する可能性は否定できません。また、必要な先行投資を行った後、一定期間内に当初予測した収益を上げられなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

新規サービスにおいて、特にスマートフォンゲーム事業はコンテンツ確保のための契約金及び最低保証許諾金（ミニマムギャランティー）については事業の採算性を念頭に優良なコンテンツの選定を進めておりますが、スマートフォンゲーム市場においては、市場環境やユーザーの嗜好、トレンドなど急変する要素が多いことから、サービス開始後においてユーザー趣向に合わず事業計画を下回り、サービス開始から1年以内に事業プロジェクトが当初の計画を達成できない場合にはリスクが顕在化し、当該事業に供する固定資産の資産価値について回収可能性を検討し、一部又は全額に対して減損損失の計上を行う可能性があります。当社としましては事業プロジェクトの継続による損失拡大を避けるためにも減損の兆候については推移を見極めるとともに、社内リソースを優先的に集中し事業プロジェクトの計画達成に努めております。

また、スマートフォンゲーム事業を展開する上で、スマートフォンネイティブアプリの開発費は資金負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くことや、運営費として企画運営のPersonnel費や優良なコンテンツ確保のための契約金及び最低保証許諾金（ミニマムギャランティー）等も先行して支出され、売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため、当社は運転資金の効率的な調達のため、金融機関からの長期運転資金の借入れと当座貸越契約の締結により、事業活動のための適切な資金の確保を図ってまいります。

③ 新事業領域への投資

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、事業領域の拡大のため他社株式と債権を取得し保有しております。

当社としましては、ユーザー嗜好により急変するゲーム市場のトレンドに合わせたゲームコンテンツを獲得することが当社の事業拡大につながるものと考えており、アプリ事業に未参入企業や特定ユーザー向けコンテンツに強みをもつ企業との業務提携を行うことで、新しいビジネス領域を開拓し、業務提携先の強みを生かした市場での独占が図れる事業モデルが創出できると考えております。このため、新しいジャンルのサービスに特化した企業と業務提携することで、新サービスを育成するための開発費用の削減や許諾契約までの期間短縮の効果も見込まれることから業務提携を前提とした投資株式については保有していく方針です。

当事業年度におきましても、新たに株式を取得し株式会社モビディックを関連会社としております。同社は主に中国ゲームのパブリッシング事業を行う会社であり、当社が日本国内向けにゲームパブリッシング事業を展開していることから、当社ビジネスとのシナジー効果を得ることを目的として同社の第三者割当増資による新株引受と無担保転換社債型新株予約権付社債の引受けを行いました。

本件及び保有する他社株式と債権（以下、投資株式等といいます。）の取得に際し、中長期的視点を踏まえ継続保有の合理性・必要性を確認しておりますが、事業プロジェクトの推進過程の動向により、株式価値等に著しい変動が生じる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

投資株式等の価額は、事業プロジェクト計画に基づく株価算定書の評価額としていることから、保有先企業の経営成績が当初の計画を大きく下回る場合にはリスクが顕在化し、投資株式等の資産価値について評価を見直し、一部又は全額に対して減損損失又は貸倒引当金の計上を行うこととなります。当社としましては業務提携先に対し、社内リソースを優先的に提供し事業プロジェクトの計画達成に努めております。

また、投資株式等については、継続的に保有先企業との取引状況、保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施し、政策保有の継続の可否や保有の合理性について、取締役会における検証を定期的に行っております。

（２）事業展開について

① プラットフォーム提供会社へのコンテンツ提供

当社は、収益基盤の拡大に向け、プラットフォーム提供会社が運営する集客力のあるプラットフォームに参加し、コンテンツを提供しております。当該プラットフォーム提供会社に事業方針の変更があった場合、また、当社のコンテンツが当該プラットフォームの運営規約の要件を十分に満たさない等の理由により不適切であると判断され、当該プラットフォームにおいてコンテンツの提供を継続できなくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② Google Inc. 及び Apple Inc. の動向

当社は、ソーシャルゲーム等のスマートフォン向けコンテンツビジネスを展開しております。これにともない、当社の売上に関してはスマートフォン専用ゲームアプリサービスの比率が高まり、Google Inc. 及び Apple Inc. の回収代行サービスへの依存が大きくなってきております。

これらプラットフォームの事業方針の変更により、レギュレーションや審査基準の変更や回収トラブルが生じ、回収代金が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ グローバル展開について

当社は、収益基盤の拡大に向け、海外の優良コンテンツを発掘し、国内のニーズに合わせたカルチャライズによりソーシャルコンテンツとしてサービスを展開するとともに、日本の豊富なコンテンツについても海外でのサービスを展開するコンテンツプロバイダー事業を推進しております。しかしながら、グローバルに事業展開を行っていく上で、事業計画が予定通りに進捗しない場合や、各国の法令、規制、政治情勢、為替等の潜在的なリスクや世界的な伝染病等の発生・流行による影響で事業の推進が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④ パチンコ・パチスロメーカーからの著作権の使用許可

当社のコンテンツの多くは、パチンコ・パチスロメーカーから著作権使用の許可を得ております。今後もこれらのパチンコ・パチスロメーカーと良好な関係を維持し、著作権使用の許可を得ていく所存であります。これらのパチンコ・パチスロメーカーが独自に当社と同様の事業を展開していくような状況になった場合、著作権の使用許可を得ることができなくなる可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競合の激化

当社の主力事業であるモバイル事業においては、競合会社が多数存在しております。

当社は、ユーザーに対し優良なコンテンツ及び有意義な情報を配信し、競合他社との差別化を図っていく所存ではありますが、既存事業者における競争激化、あるいは新規参入事業者との競争において、当社が効果的に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産権

当社の事業分野であるインターネット業界においては、インターネット関連の技術に対して特許を申請する動きが広まっており、商取引の仕組みそのものに特徴を有する特許（いわゆるビジネスモデル特許）の出願も多く行われております。

このような状況におきまして、当社は自社開発のソフトウェアに関する技術の保護を図るため、商標権等の出願や第三者の権利に関する調査を積極的に行っております。しかしながら、今後当社の事業分野において、第三者の新たな特許等の成立や当社が認識していない特許等が既に成立していた場合、当該第三者から損害賠償又は使用差止等の請求を受ける可能性があります。このような状況になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 訴訟等の発生

当社が事業を行っていく上で投融資先や取引先等との間で新たに訴訟や係争が生じた場合、将来生じうる訴訟事件等に関する裁判所等の最終判断は、現時点では予想不可能ではありますが、これらの内容及び結果によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 技術革新

モバイル業界におけるスマートフォンの急速な普及と技術革新により、ソーシャルゲームを含むモバイルアプリに対するユーザーニーズは日々変化し続けることが予想されます。当社が、新サービスの開発において、ユーザーニーズに適合した開発と提供が遅れた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が事業を展開するソーシャルゲームを含むモバイル事業においては、スマートフォン等のモバイル端末及びPCを含むインターネット関連技術に基づいた事業を展開しておりますが、モバイル端末およびインターネット関連業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、その技術革新スピードの変化が速い特徴があります。このため、当社はこれらの変化に対応する研究開発の推進と技術革新に迅速に対応できる人材を確保するなど体制作りにも努めております。しかしながら、当社が技術革新のスピードに適切に対応できない場合には、当社の技術が陳腐化し競争力が低下する可能性があります。当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑨ システムトラブル

a. プログラム不良によるリスク

当社の開発したプログラムその他のソフトウェアに不良箇所が存在した場合、コンテンツ配信サービスの中断・停止をする可能性があります。当社では、配信前に入念なテストを行っておりますが、このような事態が発生した場合、当社のコンテンツに対する信頼性の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. システム不良によるリスク

当社の事業は、インターネットを含む通信ネットワークに依存したサービスを行っております。これらの通信ネットワークが予期せぬ天災・事故その他の非常事態等により、切断された場合や、トラフィックの急激な過負荷等により、ネットワークコンピュータシステムが動作不能に陥った場合、当社の営業は不能になります。このような事態が発生した場合、当社のシステムに対する信頼性の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 個人情報の管理

当社の事業において、ユーザーの個人情報をサーバー上に保管する場合があります。これらの個人情報につきましては、当社が採用しているネットワークセキュリティにより厳重に管理されております。

さらに、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に則り、当社は個人情報の保護及び取り扱いをより一層強化する所存ではありますが、外部からの不正アクセス等により、個人情報が流出する可能性があります。

現在まで流出の発生事実はありませんが、個人情報が流出した場合、当社に対する損害賠償請求や訴訟等の責任追及がなされる可能性があります。また、このような事態に陥った場合、当社の社会的信用力の低下等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営環境について

① 新型コロナウイルスの感染拡大による事業継続及び業績への影響について

当社においては、従業員等の常勤者に対して、在宅勤務を推奨し、やむを得ず出社する場合は時差通勤とするなど、感染リスクを低減し、従業員や関係者の安全を守るための施策を実施しております。本施策により事業継続への大きな影響は現在の所ありませんが、今後感染の拡大により重篤者等が多数発生した場合には、関係業務が遅延し、業績へ影響を及ぼす恐れがあります。

また、当社の取引先企業としては、アプリ内で使用する著作物や開発元等の著作権者、アプリ開発や運営の委託先企業などがあります。現在の所、上記企業との取引に関して事業継続への大きな影響はありませんが、取引先企業内において新型コロナウイルスへの感染が拡大した場合、当社としては可能な限り代替手段を検討するものの、著作権者からの使用許諾については代替手段が取れない事が予想され、著作物を使用したサービスの開始が遅延する可能性があります。この場合には当社の業績へ影響を及ぼす恐れがあります。

なお、今後新型コロナウイルスの感染拡大が終息に向かわない場合は、社会的に深刻な経済的影響が生じ、個人消費の冷え込みに繋がる事が予想されます。この場合には当社の業績にも影響を及ぼす恐れがあります。

② 株式価値の希薄化について

当社は、2017年に当社の役員及び従業員に対して、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、有償にて第6回新株予約権を発行しております。本新株予約権は当社企業価値の向上に資するものとして適正な範囲であると考えておりますが、もし、本新株予約権が行使された場合、当社普通株式は、最大で発行済株式総数の2.7%増加する可能性があります。

また、当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、株式会社武雄嬉野国際カントリークラブを割当先とする第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしました。当社の企業価値及び株式価値の向上に必要なものと考えておりますが、本第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数は452,488株となっており、全て行使された場合、当社普通株式は発行済株式総数が3.9%増加する可能性があります。

上記以外にも、将来当社が大規模な資金調達を行い株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、将来の株式市場の動向によっては需要供給のバランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

③ 親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）との関係について

当社は本有価証券報告書提出日現在において、当社の議決権の52.90%を持つCykan Holdings Co.,Ltd.（以下Cykan Holdings）の子会社であります。なお、Cykan Holdings は引き続き当社の筆頭株主となり、株主権を行使することにより、当社の株主総会の決議事項について決定させる地位を維持することとなります。当社はモバイル事業に経営資源を集約し業績の向上を推進しておりますが、財務面におきましても引き続きCykan Holdings の連結子会社としてCykan Holdings グループ（以下、サイカングループ）に属することを想定しており、Cykan Holdings の方針によっては、サイカングループと当社との関係に変化が生じ、当社の今後の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

現在、サイカングループ内では、各社の位置付けが明確になっており現時点では想定されないものの、Cykan Holdings が今後実施するM&A等、将来における環境変化等によりサイカングループと当社との関係に何らかの変化が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後におけるサイカングループの当社に係る方針等は以下の通りであり、サイカングループと当社は、以下の事項に関し合意しております。

a. 当社の上場維持への協力について

- 1) 当社のモバイル事業を核とした事業推進を支持し、同事業拡大において大型の資金需要が発生した場合等、サイカングループは必要に応じて財務支援を行っていく予定です。また、サイカングループの経営者は、当社の事業推進に対し支援及び助言を継続していく所存です。
- 2) サイカングループはサイカングループ各社（その投資先企業を含む。）と当社との組織再編行為は行わないなど、当社の上場会社としての実質的存続性に疑義が生ずることとなる行為は行いません。
- 3) サイカングループは当社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範をはじめとする諸規則等を遵守することに協力します。

b. 当社の独立性の確保について

- 1) 当社に対する出資比率の方向性につきましては、サイカングループは株主の立場で適正な株主権の行使範囲において、引き続き親会社として株式を保有していく方針です。なお、サイカングループは当社の経営方針の決定及び事業活動の遂行に関して、当社独自の意思決定を尊重し、過度に制約することはありません。また、当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重します。
- 2) 当社の取締役構成につきましては、当社プロパー従業員から役員登用を行うなど幹部人材の育成を図るとともに、新たに展開する事業がスマートフォンネイティブアプリに関連する内容であることから、当社の企業価値向上実現のために現場に精通し、関連分野における十分な経験と一定の知識を有する適切な人材の登用を図る方針です。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、消費税による個人消費の落ち込みが影響し、依然として先行きに対する不透明感が続いております。さらに2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費に関連する業種の景況感が大きく落ち込むなど、国内景気は過去最大の下落を見せております。

一方、当社を取り巻くビジネス環境としては、社会のインフラとして必要不可欠なICT分野の技術革新の中、モバイル端末上の市場に向けたコンテンツサービスが活況をみせており、中でも消費者向けのゲームはスマートフォン・タブレット向けのアプリケーション市場を牽引する存在となっております（令和元年版情報通信白書）。

このような環境の下、当社は、引き続きスマートフォン向けコンテンツビジネスのさらなる成長およびシェアの拡大を図るべく、既存事業の維持と、アライアンスを中心に新規事業の展開を進めてまいりました。

売上高に関しては、本事業年度は主力事業であるバーチャルホール「グリパチ」が一旦成長停滞期に入り、一方新規事業は立ち上げの準備期間であったことから、売上高は前年を下回る結果となりました。

利益面では、売上原価抑制、徹底したコスト削減により、営業利益、経常利益を計上しておりますが、最終損益では一部事業の減損等の影響から、黒字を達成するには至りませんでした。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,171,372千円（前期比13.9%減）、営業利益19,961千円（前期比49.0%減）、経常利益17,693千円（前期比52.9%減）、当期純損失54,755千円（前期は当期純利益20,397千円）となりました。

なお、当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、事業におけるサービス分野別の主な取り組みは、以下のとおりであります。

- a. ソーシャルゲームについては、主力サービスのバーチャルホール「グリパチ」の成長停滞が響き、想定した売上を達成するには至りませんでした。また、新規タイトルとして期中にリリースした「ファンタジーファーム」については、想定した売上に満たず、早期にサービスを終了し、リソースをその他タイトルに振り分けております。その他のソーシャルゲームについては順調に推移いたしました。以上の結果、ソーシャルゲーム全体の売上は対前期比19.2%の減少となりました。
- b. 従量制アプリについては、新タイトルのリリースが実機の状況に左右され、年間の配信本数が2本にとどまりました。第3四半期以降は有力タイトルをリリースするなど堅調に推移しましたが、売上計画を達成するには至りませんでした。以上の結果、従量制アプリは対前期比4.4%の減少となりました。
- c. 受託開発および運營業務に関しては、ストック型案件が堅調だったのに対し、フロー型案件が想定を下回り、売上高は対前期比3.4%の減少となりました。
- d. その他新規アプリ事業につきましては、第4四半期に株式会社WEAREとの共同プロジェクト第一弾、「ボイメン 祭nine. BMK 〜Secret Message〜」をリリースいたしました。また、ゲームパブリッシング事業では、韓国KRAFTON社と提携し、新作ゲーム「ビッグバッドモンスターズ」日本版独占配信を決定、当期末に事前登録を開始しております。
また、既に中国、台湾、香港等で先行リリースされ、グリー株式会社より日本国内版をリリースする予定となっている大人気アニメ「ワンパンマン」のスマートフォンゲーム「ONE PUNCH MAN 一撃マジファイト」については、当社が日本配信版の企画・開発・運営に参画しておりますが、当期は関係各社と連携しながらリリースに向けた準備を進行いたしました。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ279,138千円減少し、352,945千円（対前年同期比44.2%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は72,493千円（前年同期は60,192千円の獲得）となりました。

これは主に、減価償却費20,308千円、減損損失21,189千円、貸倒引当金の増加39,000千円、売上債権の減少21,554千円による資金増加と、税引前当期純損失42,609千円、仕入債務の減少20,519千円、その他流動資産の増加23,500千円、前払費用の増加22,279千円、長期前払費用の増加53,145千円、その他流動負債の減少9,439千円の資金減少によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は225,607千円（前年同期は94,786千円の使用）となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出97,607千円、関係会社株式の取得による支出70,200千円、関係会社社債の取得による支出59,800千円の資金減少によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は18,962千円（前年同期は31,598千円の使用）となりました。

これは主に、短期借入による収入50,000千円、長期借入による収入100,000千円の資金増加と、短期借入金の返済による支出50,000千円、長期借入金の返済による支出80,984千円の資金減少によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当社はモバイル事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（%）
モバイル事業	1,171,372	△13.9
合計	1,171,372	△13.9

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. モバイル事業による主な販売先は、一般ユーザーであり、各携帯キャリア及びプラットフォーム提供会社の情報料回収代行サービスを利用し、有料情報サービスを提供しております。

3. 最近2事業年度の主要な売上高は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
Google Inc.	484,885	35.7	402,952	34.4
Apple Inc.	379,091	27.9	376,071	32.1
KDDI株式会社	40,333	3.0	32,907	2.8
グリー株式会社	47,021	3.5	28,168	2.4

（注）1. 相手先は各携帯キャリア及びプラットフォーム提供会社であります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

当事業年度における資産・負債及び純資産の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

1) 資産

当事業年度末における資産は66,526千円減少し、996,091千円（前事業年度末比6.3%減）となりました。

これは主に、前渡金23,850千円、前払費用22,382千円、ソフトウェア仮勘定57,140千円、関係会社株式70,200千円、関係会社社債59,800千円、長期前払費用48,822千円の増加がありましたが、現金及び預金279,138千円、売掛金24,254千円、繰延税金資産9,852千円の減少と貸倒引当金39,000千円の計上によるものです。

2) 負債

当事業年度末における負債は11,660千円減少し、323,654千円（前事業年度末比3.5%減）となりました。

これは主に、長期借入金41,272千円の増加がありましたが、買掛金20,519千円、一年内返済予定長期借入金22,256千円、未払費用3,428千円、未払消費税等3,328千円、預り金3,334千円の減少によるものです。

3) 純資産

当事業年度末における純資産は54,866千円減少し、672,437千円（前事業年度末比7.5%減）となりました。

これは、主に当期純損失の計上による利益剰余金54,755千円の減少によるものです。

以上の結果、当事業年度における当社の財政状態につきましては、前事業年度に引き続き流動比率が高く事業の円滑な運用に必要な流動性の確保があり、経営の安全性はあると考えております。

b. 経営成績

当事業年度において、損益計算書に重要な影響を与えた要因については次のとおりであります。

1) 売上高

売上高は1,171,372千円（前年同期比13.9%減）となりました。当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業におけるサービス分野別の要因につきましては以下のとおりであります。

・当事業年度において、主力事業であるソーシャルゲームの売上高は対前期比19.6%の減少となりました。

ソーシャルゲームについては、主力サービスのバーチャルホール「グリパチ」の成長停滞が響き、想定した売上を達成するには至りませんでした。また、新規タイトルとして期中にリリースした「ファンタジーファーム」については、想定した売上に満たず、早期にサービスを終了し、リソースをその他タイトルに振り分けております。その他のソーシャルゲームについては順調に推移いたしました。

主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」はサービス開始8周年となりましたが、オンラインでパチンコ・パチスロがプレイできる「グリパチ」は、現在稼働中の機種だけではなく、過去の人気機種やオリジナルコンテンツがプレイでき、またユーザー同士のコミュニケーションや競争が楽しめるオンラインゲームの要素を強く持っているため、実際のパチンコホールのような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛や遊技人口減少による影響は少ないものと考えております。

当社としましては、今後も既存協賛パチンコ・パチスロメーカーからの定期的なシミュレーターアプリ提供に加え、新たに協賛パチンコ・パチスロメーカーからのコンテンツ参加を推進するとともに、Youtubeを活用したコラボなど新たなプロモーション展開やキャンペーン等の施策、累積会員数の増加に伴う広告収益の拡大によって、当該サービスによる安定的な収益基盤の構築を図る所存であります。

新規アプリ事業としましては、第4四半期に株式会社WEAREとの共同プロジェクト第一弾、「ボイメン 祭nine. BMK ～Secret Message～」をリリースいたしました。また、ゲームパブリッシング事業では、韓国KRAFTON社と提携し、新作ゲーム「ビッグバッドモンスターズ」日本版独占配信を決定、当期末に事前登録を開始しております。これらの新規アプリ事業については、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続きますが、一定の利用者数を超えた後は利益に直結する収益獲得が見込まれることから、当社が中長期的な目標とする売上高経常利益率10%を目指すうえで、現在の主力サービスに次ぐ第2、第3の柱となるサービスを育成するためには引き続き一定の投資が必要であると考えております。

・当事業年度において、従量制アプリの売上高は対前期比4.4%の減少となりました。

従量制アプリについては、新タイトルのリリースが実機の状況に左右され、年間の配信本数が2本にとどまりました。第3四半期以降は有力タイトルをリリースするなど堅調に推移しましたが、売上計画を達成するには至りませんでした。

従量制アプリについては、「グリパチ」と同様にその主なコンテンツはパチンコ・パチスロジャンルであります。一方こちらは新規のパチスロシミュレーターアプリを提供することから、遊技機市場の直接的な影響を受けやすいサービスと認識しております。このため、当事業年度においてもアプリ開発化の過程で当初予見し得ない許諾契約件数の発生等による著作権費用の増加等が見込まれた案件については、利益率を再検証し制作中止を決定したことで、サービス分野別では、配信本数の削減された結果として売上高は減少しましたが、全体としては利益率の確保に結びつく最善の判断であると考えております。

・当事業年度において、受託開発・運営業務の売上高は対前期比3.4%の減少となりました。

受託開発および運営業務に関しては、ストック型案件が堅調だったのに対し、フロー型案件が想定を下回り、売上高は対前期比3.4%の減少となりました。

受託開発および運営業務に関しては、既存事業が好調だったものの、計画していた案件の一部が受注に至らなかったことが減少の要因であります。

当該事業においては、ソーシャルゲーム運営等で培った当社のノウハウを生かして、メーカー公式アプリ運営やアプリ開発等を行うものが主となっております。また、新規案件の獲得と売上寄与のみならず、これまでのナレッジを活かしたアプリ運営により、既存案件に関しては堅調に推移しております。

また、既に中国、台湾、香港等で先行リリースされ、グリー株式会社より日本国内版をリリースする予定となっている大人気アニメ「ワンパンマン」のスマートフォンゲーム「ONE PUNCH MAN 一撃マジファイト」については、当社が日本配信版の企画・開発・運営に参画しておりますが、当期は関係各社と連携しながらリリースに向けた準備を進行いたしました。

当社といたしましては、大手メーカーやプラットフォーム運営会社から受託する運営業務が安定的な収益源となることから、今後もコンテンツホルダーとの連携を促進することで、本事業による安定的な収益基盤の維持・拡大が期待できるものと考えております。

2) 営業利益

・売上原価は720,280千円（前年同期比19.9%減）となりました。

これは、ソーシャルゲーム及び従量制アプリのサービスで売上計画の未達に関連した著作権料、システム利用料等の減少と、従量制アプリの配信本数削減と受託開発に関連して外注費が減少したこと、また、社内開発による外注費の原価抑制が主な要因であります。

当社の事業の特性上、新規のアプリ開発費用と売上増加に伴うロイヤリティ、著作権料、システム利用料等の増加は必然的に発生いたします。よって、当社といたしましては、アプリ製作過程での内製化率の向上による外注費抑制、契約見直し等による著作権料等の抑制を推進することが、全体の利益率向上につながるものと認識しております。

・販売費及び一般管理費は431,131千円（前年同期比2.3%増）となりました。

これは、サーバー利用に関連する通信関係についてクラウド化を進めたことで通信費が抑制されましたが、資本業務提携先とのオンラインクレーンゲーム事業における広告宣伝費が増加したことが主な要因であります。

スマートフォングameのビジネス展開において、新サービス開始後に発生する広告宣伝費は、将来の収益獲得のための先行投資的な費用の支出と認識し、その費用対効果については慎重に見極める必要があると認識しております。

また、新サービス開始に向けた要員の確保による人件費につきましても、将来の収益獲得のための先行投資的な費用の支出と認識しており、スマートフォングameのビジネス展開においては一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が固定的に続くことから、人材の育成を含め、経営資源となる人件費の有効活用につきましても慎重に見極める必要があると認識しております。

この結果、当事業年度の営業利益は19,961千円（前年同期比49.0%減）となりました。

3) 経常利益

- ・営業外収益は374千円（前年同期は193千円）となりました。

当事業年度の増加要因は、主に貸付金利息の計上によるものです。

- ・営業外費用は2,642千円（前年同期は1,786千円）となりました。

当事業年度の増加要因は、金融機関借入金の残高減少と借入利率の低下により支払利息は減少しましたが、主に投資に関する第三者機関への評価算定と株式分割に関連する委託手数料の増加によるものです。

この結果、当事業年度の経常利益は17,693千円（前年同期比52.9%減）となりました。

4) 当期純損益

- ・特別利益の計上は57千円（前年同期は72千円）となりました。

当事業年度の発生は、退職者による新株予約権（業績条件付ストック・オプション）の失効によるものです。

- ・特別損失の計上は60,359千円（前年同期の計上はありません。）となりました。

当事業年度においては、ソーシャルゲーム及び従量制アプリサービスの一部タイトルで、当初計画していた収益性との乖離が発生した当該サービスに供する各資産グループの資産価値について回収可能性を検討し、固定資産の減損処理を実施し、減損損失21,189千円を計上しました。

また、当社が保有する投資資産の一部につきましては、投資先事業の収益計画が当初の計画を下回る状況であることから、今後の事業計画について見直し、当社が保有する投資債権の回収可能性と直近の財務状況を慎重に検討した結果、貸倒引当金繰入額39,000千円と投資有価証券評価損169千円を計上しました。

当事業年度において減損と引当処理をせざるを得ない結果につきましては真摯に受け止め、事業化及び運営過程で得られた経験・ノウハウを分析・反省するとともに、今後のソーシャルゲーム事業を展開する上での経営判断とリスク管理に活かす所存であります。

- ・法人税等

法人税、住民税及び事業税は2,294千円（前年同期は2,296千円）となりました。

特別損失の計上を要因とする申告調整を行った結果においても課税所得は生じず、前年同期とほぼ同じ地方税額を計上しております。

- ・法人税等調整額は9,852千円（前年同期は14,925千円）となりました。

当事業年度において、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を一部取崩し、法人税等調整額9,852千円を計上いたしました。

この結果、当事業年度の当期純損失は54,755千円（前年同期は当期純利益20,397千円）となりました。

当事業年度においても既存事業の維持と、アライアンスを含めた新規事業の準備を並行して進めてまいりましたが、既存事業に関してはソーシャルゲームを中心に収益基盤を維持しておりますが、一部計画未達の事業があり、結果として売上高は前年を下回る結果となりました。

利益面につきましては売上高の減少が影響し、売上原価は減少したものの販売費及び一般管理費の増加により営業利益、経常利益はともに前事業年度を下回り、特別損失の計上と繰延税金資産の取崩により最終損益での黒字を確保するにいたりませんでした。

また、新規事業に関しては、資本業務提携を含む複数のアライアンス案件、パブリッシング案件を進行させており、実際の売上寄与は翌事業年度となる見通しです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フロー及び資本の財源及び資金の流動性につきまして、当社は事業活動のための適切な資金を確保し、資金の流動性を維持するとともに、健全な財政状態を目指すための安定的な営業キャッシュ・フローの創出が資本財源の最優先事項と考えております。

当社がスマートフォンゲーム事業を展開する上で、スマートフォンネイティブアプリの開発費は資金負担が非常に重く、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くことや、運営費として企画運営の人件費や優良なコンテンツ確保のための契約金及び最低保証許諾金（ミニマムギャランティー）等も先行して支出され、人員採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれます。このため、優良なコンテンツを獲得する際、獲得機会の損失リスクを回避するには機動的に使用できる資金を確保しておく必要があると考えております。

当事業年度末の現預金残高は352,945千円、有利子負債残高は131,544千円であり、手元流動性は確保している状況であり、財務状況は健全であると認識しております。

2020年3月31日現在の有利子負債の概要は以下のとおりであります

	年度別要支払額（千円）			
契約債務	合計	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内
長期借入金	131,544	30,348	60,696	40,500
計	131,544	30,348	60,696	40,500

上記の表において、貸借対照表の1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当社の運転資金と投資・設備資金の調達につきましては、その使用目的に応じ調達時点での財政状態と営業キャッシュ・フローの状況や、デットファイナンスとエクイティファイナンスの性格を勘案し、柔軟かつ最適な資金調達方法を選択すべきであると考えております。

資金調達については様々なファイナンス手法がありますが、現時点において当社は機動的に使用できる一定の流動性預金を確保維持するため、金融機関よりの運転資金を調達しております。その調達使途につきましては、短期運転資金を従量制アプリの開発費及び広告宣伝費に、長期運転資金を人件費に、その資金需要を勘案した調達を行っております。なお、長期運転資金は新規事業を展開する上でサービス開始までの人件費が固定的に先行して発生することから、固定金利、返済期間5年の分割返済を条件とし、返済期間が重ならないように返済期限を分散し、返済集中のリスクを回避しております。

また、特に投資・設備資金の調達につきましては、事業計画の規模に応じた資金調達方法を選択すべきであると認識しております。

当事業年度につきましては、主にスマートフォンネイティブアプリのソフトウェア開発による設備支出や関係会社取得に伴う投資支出により、当事業年度末の現預金残高は352,945千円（前年同期は632,084千円）の状況にあります。

このため、当期末に事前登録を開始した新作ゲーム「ビッグバッドモンスターズ」は翌期において大型のプロモーション展開する事業計画であることから、当該計画に資するため、後述の「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）に記載の第三者割当により発行される第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集は、その資金使途を新規事業の展開及び既存事業の安定的な運営資金を目的とした資金調達になっております。

これは、資金調達方法の選択過程において、金融機関からの資金調達方法である当座貸越契約に係る借入未実行残高150,000千円については、新型コロナウイルスの感染拡大により想定しえない事業継続の阻害となるリスクに備えるため、現時点では使用しないことが運転資金の効果的な調達方法であると判断したことによるものです。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社は、特に以下の会計上の見積りが当社の財務諸表に重要な影響を与えるものと考えております。

a. 有価証券の評価

当社は、資本業務提携により保有する時価のない投資有価証券については、原価法を採用しその評価は1株当たり純資産額と取得価額とを比較して、1株当たり純資産額が著しく低下した場合に減損処理の要否を検討しております。このため将来において投資先の業績動向が著しく低下した場合、投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

b. 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、取引先の財政状態が予測を大幅に超えて悪化し、その支払能力が著しく低下した場合、追加引当処理が必要となる可能性があります。

c. 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を慎重に計上しておりますが、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性については、翌事業年度の利益計画とタックスプランニングを基礎として検討し、翌事業年度の課税所得を見積もっております。

翌事業年度の利益計画の策定において、近年実績からもその実現性が高いソーシャルゲームにおける主力サービスのバーチャルホール「グリパチ」及び従量制スマートフォンゲームアプリのコンテンツはパチンコ・パチスロジャンルが主であります。

パチンコ・パチスロ市場は、遊技参加人口の減少を背景にパチンコホール数も減少傾向であることから、遊技機市場も影響をうけ低調に推移することも予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により実際のパチンコホールのように営業自粛や遊技参加人口が減少傾向ではありますが、当社はモバイルデバイス向けにインターネットを通じてユーザーに対しコンテンツの提供や情報の配信を行う事業を展開していることから、当事業年度末における売上減少の影響はありません。

当社としましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することが困難ではあるものの、当該収束が2021年3月期末までに収束すると仮定した場合においても、経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性は低いものと認識しております。

d. 固定資産の減損処理

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約の内容	締結日	契約期間
グリー株式会社	パチンコ・パチスロホール サイトの配信に関する覚書	アプリの開発及び運用に 関する協業契約	2011年12月21日	—

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は85,177千円であります。

その主な内容はスマートフォンネイティブアプリのソフトウェア開発費用であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

なお、当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	全社の業務 施設と機器	3,056	4,936	47,648	57,140	112,781	58 (6)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 賃貸借契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。

事業所名（所在地）	事業部門の名称	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社(東京都千代田区)	全社	本社事務所	37,002

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設及び重要な改修の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	全社	ソフトウェア	17,500	13,148	自己資金	2020年 1月	2020年 6月	(注) 2
			45,000	30,366	自己資金	2019年 12月	2020年 7月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

（注）2020年1月24日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は22,000,000株増加し、44,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2020年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （2020年6月25日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,737,264	11,474,528	名古屋証券取引所 （セントレックス）	（注）1、2
計	5,737,264	11,474,528	—	—

（注）1．単元株式数は100株であります。

2．2020年1月24日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株を2株に分割いたしました。
これにより、発行済株式総数は5,737,264株増加し、11,474,528株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a. 2017年有償ストック・オプション

決議年月日	2017年8月9日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名、監査役 3名 従業員 49名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1. 2. 3	普通株式 182,000株
付与日	2017年8月9日
権利確定条件	（注）6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自2019年7月1日 至2024年8月30日
新株予約権の数（個）（注）2	1,605
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数（注）2	普通株式 160,500株
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	600
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）2. 4	（注）5
新株予約権の行使の条件（注）2	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項（注）2	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）2	（注）7

（注）1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

3. 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金226円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）

5.（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（注）5.（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は2019年3月期乃至2021年3月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が3億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が4億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 営業利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする（以下、同様とする。）。

(2) 上記（注）6.（1）の規定にかかわらず、2019年3月期乃至2021年3月期のいずれかの事業年度において営業損失を計上した場合には、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 7.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注） 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 6. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下、本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 6. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

b. 2020年株式報酬型ストック・オプション

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数	(注) 8
新株予約権の数(個)	930 (注) 1
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 93,000株 (注) 1
付与日	2020年7月27日
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円 (注) 2. 3
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から2030年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 未定 (注) 8 資本組入額 未定 (注) 8
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
新株予約権の行使の条件	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の数

930個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式93,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2021年8月1日から2030年7月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 本新株予約権の行使期間の初日から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の15%

(b) 上記(a)の期間の終了後から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%

(c) 上記(b)の期間の終了後から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の65%

(d) 上記(c)の期間の終了後から本新株予約権の行使期間の満了日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年7月27日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 2020年6月23日開催の臨時取締役会において、当社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたが、この有価証券報告書提出日現在において付与対象者及び発行価格は決定していないため、記載しておりません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月8日 (注) 1	277,777	5,051,495	50,000	731,975	50,000	163,084
2015年6月11日 (注) 2	137,500	5,188,995	49,912	781,887	49,912	212,997
2015年9月2日 (注) 3	7,000	5,195,995	2,564	784,452	2,564	215,561
2016年10月24日～ 2017年1月30日 (注) 4	135,134	5,331,129	25,000	809,452	25,000	240,561
2017年2月1日～ 2017年3月3日 (注) 5	271,000	5,602,129	50,473	859,926	50,473	291,035
2017年9月25日 (注) 6	135,135	5,737,264	25,000	884,926	25,000	316,035

(注) 1. 2015年4月8日付で第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使がなされ、発行済株式総数が277,777株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,000千円増加しております。

2. 有償第三者割当 137,500株
発行価格 726円
資本組入額 363円
割当先 株式会社サイカン

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部権利行使による増加であります。

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の残存全ての権利行使による増加であります。

7. 2020年4月1日付で普通株式1株を2株に分割し、発行済株式総数が5,737,264株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	4	15	1	4	3,191	3,216	－
所有株式数（単元）	－	778	468	189	30,352	73	25,500	57,360	1,264
所有株式数の割合（％）	－	1.35	0.81	0.32	52.91	0.12	44.45	100.00	－

(注) 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
Cykan Holdings Co., Ltd. (常任代理人 山田広毅)	SHINGU BLDG 6F, 18 APGUJEONG-RO 36-GIL, GANGNAM-GU, SEOUL, KOREA (東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル8F 東京国際法律事務所)	3,035,212	52.90
鍵谷文男	埼玉県川口市	95,600	1.66
大江拓哉	三重県熊野市	90,000	1.56
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	77,800	1.35
羽成正己	東京都板橋区	65,900	1.14
勝呂崇	埼玉県坂戸市	57,000	0.99
田川宗良	奈良県奈良市	50,000	0.87
コムシー従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台3-2	47,500	0.82
福田大志	東京都三鷹市	41,800	0.72
正井芳治	大阪府箕面市	38,300	0.66
計	—	3,599,112	62.73

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,736,000	57,360	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,264	—	—
発行済株式総数	5,737,264	—	—
総株主の議決権	—	57,360	—

(注) 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	74	53,280
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	74	—	148	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をしたことによる増加株式数74株が含まれております。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主への利益還元を重要な経営課題と位置づけており、経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は、「取締役会の決議により、9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度におきましては、前期に続き繰越利益剰余金が欠損の状況となっております。このため当期及び次期の株主配当につきましても、誠に遺憾ではございますがその実施を見送らせていただくことといたしました。

今後につきましては業績回復に全社を挙げて取り組み、早期に配当原資とすべき利益の計上を行えるよう、収益基盤の強化を図ってまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としましては、法令その他の社会的規範を遵守し、ステークホルダーから信頼を得られる事業活動を通じ、企業価値を高めるために、経営の意思決定の迅速化と業務執行における効率性・透明性を向上させることが重要な課題と位置づけております。

この考えのもと、関係法令等を遵守し、経営の透明性と公正性を確保するため、経営チェック機能を有効に機能させる体制の強化を図っております。

② 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

a. 取締役会

本書提出日現在、当社では5名の取締役がその任にあたっております。

取締役会は塚原謙次、李正攝、羽成正己、趙容峻（非常勤）、金永埙（非常勤）の取締役全員で構成され、代表取締役社長塚原謙次が議長となり毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。

担当取締役は、取締役会で決定した経営方針・戦略課題を、管掌する部門のゼネラルマネジャー又はマネジャーに提示し、業務執行を評価・監視する一方で、業務執行状況を取締役に報告することにより、コーポレート・ガバナンスの体制確立を図っております。

なお、代表取締役社長塚原謙次は株式会社WEAREと株式会社GRIPの取締役を兼務し、取締役金永埙は株式会社モビディック社外取締役を兼務しております。当社と3社との間には資本業務提携の関係があり、相互に有する経営資源を有効活用し企業価値の向上に努めております。

b. 監査役会

当社では監査役会制度を採用し、本書提出日現在、当社では3名の監査役がその任にあたっております。

監査役会は、飯田三郎、岡本光樹（非常勤）、谷口郁夫（非常勤）の監査役全員3名で構成され、経歴的にもそれぞれの専門分野で豊富な経験と見識を有しており、監査役飯田三郎が議長となり毎月1回の定時監査役会を開催するほか、代表取締役、各取締役と定期的に面談し、意見交換を行っております。

また、監査役会は会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うと共に、会計監査人より監査の計画及び結果の報告を受けており、緊密な相互連携をとっております。

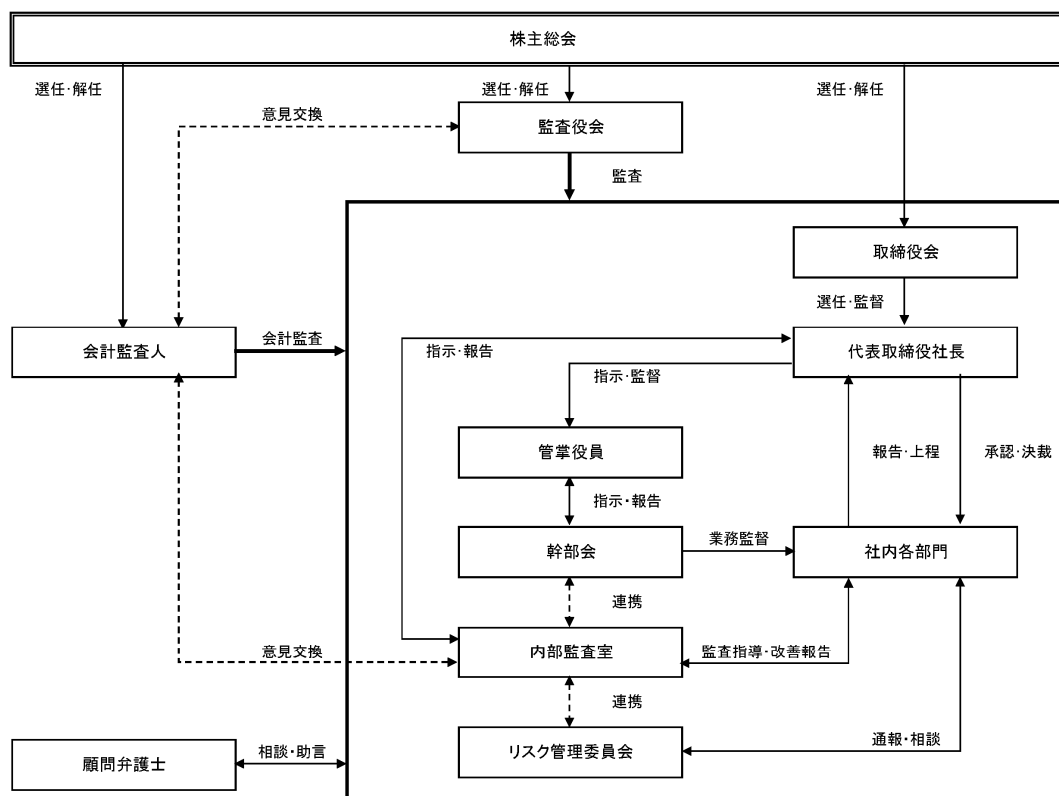
監査役会は、経営に対する監査機能を十分に発揮するため、本書提出日現在3名の監査役のうち2名は社外監査役で構成され、当社の社外監査役は岡本光樹氏と谷口郁夫氏の2名を選任しております。社外監査役につきましては、代表取締役などと直接の利害関係のない有識者から選任することで独立性を確保し、社外の視点から客観的に経営の健全な維持と強化が図られております。

c. 幹部会

幹部会は、常勤の取締役3名と常勤の監査役1名によって構成され、事業部門、管理部門の責任者及び内部監査室が陪席者として参加し、毎週1回開催されております。

幹部会は、リスクマネジメントとコンプライアンスの強化のため、業務執行上の課題についての討議と具体的対策を決定しており、取締役会に上程される議案についても事前に審議を行っております。また、幹部会において社内情報の有効かつ効率的な伝達を行うことでコーポレート・ガバナンスを機能させております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次のように図示されます。



当社は上記のとおり、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務遂行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用しております。監査役会、幹部会、会計監査人による適正な監視体制の連携が図られ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と独立性は十分に確保されていることから、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。その方針に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定、社長直属の内部監査室が独立的見地から内部統制の評価を行う体制を構築しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、「リスク管理規程」を策定、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ると共に、内部統制の統括管理並びに別途策定した「内部通報制度」の適正な運用を行っております。

コンプライアンスの実践につきましては、「コンプライアンス規程」を策定し、取締役会、監査役会、従業員その他会社の業務に従事する全ての者が業務を遂行するにあたり、また、個人として行動する上で遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、コンプライアンスに関する社内研修を行っております。また、当社は弁護士2名並びに弁護士法人1社と顧問契約を締結しており、日々の業務に関して必要に応じてアドバイスを受け、法令遵守を徹底しております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これに基づき、社外監査役である岡本光樹氏及び谷口郁夫氏は、それぞれ、当社と責任限定契約を締結しております。（社外監査役の責任限定契約の要旨）

当社定款第37条第2項の定めに基づき社外監査役が責任の原因となった業務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度として、その責任を負うものとする。

d. 取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

1) 取締役及び監査役の損害賠償責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

2) 自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

3) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、当社が公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、最終的な決定は株主にあり、大量買付や買収提案が行われた場合に应じるか否かの判断についても最終的には株主の判断に委ねられると考えております。

当社では、現在のところ具体的な買収防衛策は定めておりませんが、大量買付や買収提案の目的が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあること存在も否定できないことから、大量買付や買収提案に際しては、株主に対する善管注意義務を負う取締役会の責務として、社外専門家による提案の評価等を踏まえ、提案者との交渉や対抗措置を決定し適切な処置を講じる所存であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	塚原 謙次	1975年2月1日生	1997年4月 株式会社学生援護会入社 2001年9月 株式会社アイエスイー入社 2002年10月 株式会社ネプロジャパン入社 2004年4月 株式会社ネプロアイティ入社 2006年5月 当社セールス&マーケティングデビ ジョンメディアグループ リーダー 2007年4月 当社モバイル事業本部マネジャー 2008年11月 当社モバイルビジネス本部ゼネラルマ ネジャー 2012年12月 当社執行役員 モバイルビジネス本部 長 兼 経営戦略室ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社専務取締役 兼 モバイルビジネス 本部長 兼 経営戦略室ゼネラルマネジ ャー 2018年6月 株式会社WEARE取締役就任 (現任) 2018年10月 株式会社GRIP取締役 (現任) 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 1	16,000
代表取締役副社長	李 正攝	1979年12月16日生	2006年3月 株式会社ゲームオン入社 2007年4月 SK Cyberpass Co.,Ltd. 入社 2008年11月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2009年8月 ガンホー・オンライン・エンターテイ メント株式会社入社 2010年10月 株式会社ネオサイオン取締役 2011年4月 株式会社ネオサイオン取締役COO 2011年8月 株式会社Emagine代表取締役CEO 2015年6月 株式会社ブライブ取締役COO 2018年6月 株式会社ブライブ代表取締役CEO 2018年12月 株式会社Pearl Abyss JP代表取締役 CEO 2020年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	(注) 1	-
専務取締役CTO	羽成 正己	1963年11月27日生	1985年5月 株式会社日本テレネット入社 1994年6月 マイクロワールド株式会社 (現当社) 取締役 1995年6月 株式会社日本テレネット常務取締役 2003年5月 当社専務取締役コンテンツサービス部 長 2007年4月 当社専務取締役CTO 兼 テクニカルセ ンター長 2008年11月 当社専務取締役CTO 2012年11月 当社代表取締役社長CTO 2016年6月 当社代表取締役社長CTO 兼 開発本部 長 2019年6月 当社代表取締役副社長CTO 2020年6月 当社専務取締役CTO (現任)	(注) 1	131,800
取締役 (非常勤)	趙 容峻	1965年10月7日生	2000年2月 D-Gate株式会社入社 財務担当取締役 2008年8月 Cykan Holdigs Co.,Ltd. 入社 常務 兼 海外戦略事業部総括役 2009年6月 当社取締役 (現任) 2014年3月 株式会社武雄嬉野国際カントリークラ ブ 取締役 (現任) 2014年5月 株式会社サイカン取締役 2017年11月 Cykan Holdigs Co.,Ltd. 専務 兼 海外 戦略事業部総括役 (現任)	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (非常勤)	金 永峻	1986年2月10日生	2005年11月 Cykan Holdings Co., Ltd. 取締役 (現任) 2014年4月 Cykan Co., Ltd. 入社 経営改善室長 (現任) CNN Invest Co., Ltd. 取締役 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任) 2018年3月 株式会社武雄嬉野国際カントリーク ラブ取締役 (現任) 2019年7月 株式会社モビディック 社外取締役 (現任)	(注) 1	-
監査役 (常勤)	飯田 三郎	1938年2月12日生	1960年4月 株式会社東都銀行 (現株式会社三井住 友銀行) 入行 1987年3月 株式会社三井銀行 (現株式会社三井住 友銀行) 青葉台支店長 1990年10月 極東証券株式会社出向 1993年4月 同社引受部長 1998年5月 新宿三井クラブ 副支配人 2003年4月 財団法人東京都中小企業振興公社ビジ ネスナビゲータ 2004年6月 当社監査役 (現任)	(注) 2	17,200
監査役 (非常勤)	岡本 光樹	1982年7月20日生	2006年10月 第二東京弁護士会弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年9月 小笠原国際総合法律事務所 (現在、小 笠原六川国際総合法律事務所) 入所 2011年6月 当社監査役 (現任) 2011年9月 岡本総合法律事務所開設	(注) 3	-
監査役 (非常勤)	谷口 郁夫	1971年12月16日生	1994年10月 青山監査法人 (現PWCあらた監査法 人) 入所 1997年4月 公認会計士登録 米国コーネル大学ジョンソンスクール (MBA) 留学 2005年10月 クレディ スイス ポストン証券会社東 京支店 (現クレディ・スイス証券株式 会社) 入社 資本市場部配属 2012年10月 谷口郁夫公認会計士事務所開設 2012年12月 税理士登録 屋号を谷口パートナーズ国際会計・税 務事務所に変更 2013年10月 投資助言業登録 2014年6月 当社監査役 (現任)	(注) 2	-
計					165,000

- (注) 1. 2020年6月23日開催の定時株主総会の終結から1年間。
2. 2017年6月27日開催の定時株主総会の終結から4年間。
3. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結から4年間。
4. 監査役岡本光樹及び谷口郁夫は、社外監査役であります。
5. 2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、所有株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役岡本光樹氏は、岡本総合法律事務所の弁護士を兼務しており、東京都議会議員であります。当社との関係は個人及び兼職先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。社外監査役岡本光樹氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しており、経営の執行で法律に関する専門的知識が必要とされる場合において、法律顧問の見解に偏らないため、客観的な外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。社外監査役谷口郁夫氏は、谷口パートナーズ国際会計・税務事務所のパートナー、GMOクリック証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社との関係は個人及び兼職先との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。社外監査役谷口郁夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役監査の実施にあつての専門的知識が必要とされる場合において、外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。なお、同氏は一般株主と利益相反するおそれがないと判断できるため株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社は社外監査役の選任に際しては、独立性についての特段の定めはありませんが、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係がなく、取締役の法令遵守と経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有することを選任基準としております。

両氏は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、公正な立場で適宜助言や意見を述べるなど監査機能を十分に発揮し、当社の企業統治の有効性に寄与しうるものと考えております。

社外監査役につきましては、代表取締役などと直接の利害関係のない有識者から選任することで独立性を確保し、社外の視点から客観的に経営の健全な維持と強化が図られております。

当社は社外取締役を選任していません。

当社は、現在の当社経営から独立性を有する方が取締役として重要な意思決定に参加いただく必要があると考えております。一方、当社は、当事業年度の末日において、役員8名、従業員数58名と会社規模が小さく、取締役の業務執行の状況につきましては、少数の取締役が指揮・監督を行い、経営全般に関する重要な意思決定をすることにより、全体を監督しております。また当社は、ソーシャルゲーム及びスマートフォン向けコンテンツビジネスを展開しており、その主力となる事業はパチンコ・パチスロの実機シミュレーターアプリを核としていること、また、新たに展開する事業においても、スマートフォンネイティブアプリに関連する内容であることから、当社取締役は当該事業の現場に精通していること、また関連分野における十分な経験と一定の知識を有することが重視されます。

よって、社外取締役ににつきましても、上記の条件に基づいて候補者の選択を継続して行っておりますが、現時点で当社を取り巻く事業環境における企業経営への理解と知見を有し、これらの要件を満たす適任者の選定には至っておりません。

当社といたしましては、引き続き候補者の選定を行うとともに、現在の経営戦略を踏まえ当社の企業価値向上に適う機関設計の在り方、取締役会の役割と構成やコーポレート・ガバナンスの在り方について、継続的に検討を重ねてゆく所存であります。

③ 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、監査役会において監査の方針並びに、監査計画等を定め、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

社外監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施します。

取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査します。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めます。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社では監査役会制度を採用しております。監査役会は、経歴的にもそれぞれの専門分野で豊富な経験と見識を有している監査役3名（うち2名は非常勤の監査役）で構成され、経営に対する監査機能を十分に発揮するため、本書提出日現在3名の監査役のうち2名は社外監査役で構成されております。

当社の社外監査役は、岡本光樹氏と谷口郁夫氏の2名を選任しております。

当社は社外監査役の選任に際しては、独立性についての特段の定めはありませんが、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係がなく、取締役の法令遵守と経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有することを選任基準としております。

岡本光樹氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しており、経営の執行で法律に関する専門的知識が必要とされる場合において、法律顧問の見解に偏らないため、客観的な外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。また、同氏との間には特別の利害関係はありません。

谷口郁夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役監査の実施にあつての専門的知識が必要とされる場合において、外部の専門家として適任であることから社外監査役に選任しております。なお、同氏は一般株主と利益相反するおそれがないと判断できるため株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、同氏との間には特別の利害関係はありません。

両氏は取締役会をはじめ重要な会議に出席し、公正な立場で適宜助言や意見を述べるなど監査機能を十分に発揮し、当社の企業統治の有効性に寄与するものと考えております。

社外監査役につきましては、代表取締役などと直接の利害関係のない有識者から選任することで独立性を確保し、社外の視点から客観的に経営の健全な維持と強化が図られております。

当社は社外取締役を選任しておりませんが、コーポレート・ガバナンスにおいて重要である経営に対する監視機能の客観性及び中立性の確保は、監査役会を構成する3名中の2名を社外監査役とすることで、外部からの経営に対する監視機能は強化され、十分に機能する体制は整っていると考えております。

当社は上記のとおり、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務遂行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用しております。監査役会、幹部会、会計監査人による適正な監視体制の連携が図られ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と独立性は十分に確保されていることから、現在の体制を採用しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

監査役は監査役会を開催し、取締役会へ出席するほか、代表取締役、各取締役と定期的に面談し、意見交換を行っております。

監査役会は、取締役会開催に先立ち毎月1回の定時監査役会を開催し、月次で開催される他必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計17回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間でありました。

また、監査役会は会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うと共に、会計監査人より監査の計画及び結果の報告を受けており、緊密な相互連携をとっております。各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況並びに発言状況
常勤監査役 飯田三郎	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて金融・企業財務面での専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 岡本光樹	当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 谷口郁夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に、監査役会13回のうち11回に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役会における主な検討事項として、取締役会で審議される決議事項では投資案件、報告事項では業績と事業計画の進捗状況を重点監査項目と位置づけております。

また、常勤監査役の活動として、取締役会に上程される議案について事前に審議が行われる幹部会や業務執行の監査上必要な会議に適宜出席するとともに、稟議書や決裁書類の閲覧、年度監査計画に基づいた会社の業務及び財産状況に関する調査、各部門の責任者との面談による実態把握により取締役の業務執行の監査を行うとともに、社外監査役に対し取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案について提案の背景経緯、目的やその内容等について事前に取締役会資料や関連情報を提供し十分な説明を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これに基づき、社外監査役である岡本光樹氏及び谷口郁夫氏は、それぞれ、当社と責任限定契約を締結しております。（社外監査役の責任限定契約の要旨）

当社定款第37条第2項の定めに基づき社外監査役が責任の原因となった業務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度として、その責任を負うものとする。

d. 監査役の損害賠償責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

② 内部監査の状況等

当社全部門を対象とした内部監査は、内部監査室（1名）が担当しており、会計監査及び業務監査において会社業務及び財産の実態を監査し、監査実施結果を代表取締役社長に直接報告しております。

監査役監査は、常勤の監査役1名が年次の監査計画に基づき実施しております。内部監査室は定時監査役会に出席し、適宜内部監査の報告及び相互の情報交換及び意見交換と意思の疎通を図っております。また、会計監査人との相互連携につきましても同様に、適宜情報交換及び意見交換を行っております。

内部監査室が実施する内部監査は、法令遵守（コンプライアンス）の徹底による組織運営の健全性確保に重点を置いて進めております。さらに、コンプライアンス研修を実施するなど、全社的な法令遵守意識のさらなる高揚に努めてまいります。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

13年

c. 業務を執行した公認会計士

柏木忠 （継続監査期間4年）

高田政憲 （継続監査期間1年）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者2名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、会計監査人に求める専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えている監査法人を選定方針としております。太陽有限責任監査法人は日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による監査結果において問題がなく、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断し、会計監査人として選任し会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、監査法人の評価基準を設定しておりません。監査法人の評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人からの監査計画報告から監査結果報告にいたるまでの事業年度をとおり、会計監査人との連携、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況等を把握するとともに、経営者、内部監査担当者、財務経理部門等からのヒアリングによりその実施状況等を確認し、総合的に監査法人の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,800	—	16,800	200

(注) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への適用対応に係る助言業務の委託であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の決定方針につきましては、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査計画に基づきその内容、監査日数、当社の規模や業務の特性等を勘案し決定しております。

e. 監査役会が監査報酬に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び社内関係部門並びに会計監査人からの資料の入手と報告を聴取し、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠と、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人等の報酬については適切であると判断し同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第16回定時株主総会において取締役に対する金銭報酬として、年額1億2千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、2020年6月23日開催の第29回定時株主総会において当該金銭報酬の額の枠内にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額3,000万円以内とすることについての決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第16回定時株主総会において監査役に対する金銭報酬として、年額2千4百万円以内と決議いただいております。

なお、役員の定数につきましては、取締役は11名以内、監査役は3名以内とする旨定款に定めております。

b. 役員の報酬等の額に関する算定方法

各役員の報酬等については、当社の業績向上及び企業価値向上に資するため、優秀な人材を確保・維持できる適切かつ安定的な水準とすることに加え、経営環境や業績等についても勘案するべきものと考え、職務執行の対価としての金銭による月額固定報酬を支給しております。

なお、取締役につきましては、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、中長期的なインセンティブとなるものとして株式報酬型ストックオプションを支給することといたしました。

また、当社では役員退職慰労金制度については、2006年6月27日開催の第15回定時株主総会の決議により廃止いたしており、業績連動報酬については採用しておりません。

c. 役員の報酬等の額に関する決定方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は存在しません。また、当該決定に関する役職ごとの方針の定めはありませんが、役員の報酬等の額に関する決定過程につきましては以下のとおりであります。

取締役の報酬等の額については、月額固定報酬の決定を年1回とし、定時株主総会後に開催される臨時取締役会で代表取締役を選任された取締役が議長となり、取締役の報酬等の額を株主総会で定められた報酬限度額内において、業績拡大と企業価値の向上に対する報奨として有効に機能することを目的に、同業種・同規模の企業と比較し、役位、業績、貢献度等を勘案し、当該取締役会の決議により代表取締役塚原謙次にその決定を一任いただいております。

また、監査役の報酬等の額については、月額固定報酬の決定を年1回とし、定時株主総会後に開催される監査役会において、株主総会で定められた報酬限度額内において、常勤、非常勤の別、業務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	28,358	28,358	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	6,000	6,000	-	-	1
社外役員	4,800	4,800	-	-	2

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 取締役のうち2名については、報酬等を支払っておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、関係会社株式を除く保有株式のうち、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式を取得し保有する場合にその目的から、もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資株式、純投資株式以外で取引関係の維持強化のため直接保有することを目的とする投資株式を政策保有株式に区分し、政策保有株式で信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき議決権行使権限を有する株式についてはみなし保有株式、それ以外を特定投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の主力サービスであるバーチャルホール「グリパチ」や従量制アプリのコンテンツはパチンコ・パチスロジャンルとなりますが、パチンコ・パチスロ市場は、遊技参加人口の減少を背景にパチンコホール数も減少傾向であることから、遊技機市場も影響をうけ低調に推移することも予想されます。

また、スマートフォン向けコンテンツビジネスにおけるシェアの拡大のためには、現在の主力サービスに次ぐ第2、第3の柱となるサービスを早急に育成することで事業の安定的な収益基盤が図れるものと考えております。

当社としましては、ユーザー嗜好により急変するゲーム市場のトレンドに合わせたゲームコンテンツを獲得することが当社の事業拡大につながるものと考えており、アプリ事業に未参入企業や特定ユーザー向けコンテンツに強みをもつ企業との業務提携を行うことで、新しいビジネス領域を開拓し、業務提携先の強みを生かした市場での独占が図れる事業モデルが創出できると考えております。このため、新しいジャンルのサービスに特化した企業と業務提携することで、新サービスを育成するための開発費用の削減や許諾契約までの期間短縮の効果も見込まれることから業務提携を前提とした投資株式については保有していく方針です。

また、業務提携を前提とした投資株式について各個別銘柄の取得に際しては、当社経営陣が相手先代表者と面談し、経営環境、事業戦略及び資本提携目的の説明を受け、取締役会において第三者機関による株価算定書の妥当性など総合的に検討し取得の是非について判断を行っております。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容につきましては、継続的に保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、年1回、株式の取得に際し決定の判断の根拠となる事業プロジェクトに基づく純資産額の株価推移との乖離状況や、当社との提携事業の推移からリターンとリスクを踏まえて保有の合理性・必要性を検討し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	30,600
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務報告の信頼性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、経理部門において会計基準等の動向や変更等を解説した機関誌の定期購読や監査法人主催のセミナーへの参加により、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 632,084	352,945
受取手形	※3 19,200	19,900
売掛金	206,401	182,147
仕掛品	2,304	2,534
原材料及び貯蔵品	1,340	1,158
前渡金	—	23,850
前払費用	19,526	41,909
その他	1,532	8
流動資産合計	882,389	624,455
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,617	16,617
減価償却累計額	△12,892	△13,561
建物（純額）	3,724	3,056
工具、器具及び備品	43,420	21,529
減価償却累計額	△36,917	△16,592
工具、器具及び備品（純額）	6,502	4,936
有形固定資産合計	10,227	7,992
無形固定資産		
電話加入権	448	448
ソフトウェア	42,120	47,648
ソフトウェア仮勘定	—	57,140
無形固定資産合計	42,568	105,237
投資その他の資産		
投資有価証券	60,770	60,600
関係会社株式	—	70,200
関係会社社債	—	59,800
出資金	20	20
長期貸付金	8,169	9,000
差入保証金	21,266	21,609
長期前払費用	—	※2 48,822
繰延税金資産	37,207	27,354
貸倒引当金	—	△39,000
投資その他の資産合計	127,432	258,407
固定資産合計	180,229	371,636
資産合計	1,062,618	996,091

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	118,192	※2 97,672
1年内返済予定の長期借入金	※1 52,604	30,348
未払金	13,460	13,160
未払費用	7,050	3,622
未払法人税等	7,043	7,027
未払消費税等	13,302	9,974
前受金	29,214	30,181
預り金	6,231	2,897
流動負債合計	247,099	194,884
固定負債		
長期借入金	※1 59,924	101,196
退職給付引当金	9,094	8,376
役員退職慰労引当金	19,197	19,197
固定負債合計	88,215	128,769
負債合計	335,315	323,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	884,926	884,926
資本剰余金		
資本準備金	316,035	316,035
資本剰余金合計	316,035	316,035
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△474,677	△529,433
利益剰余金合計	△474,677	△529,433
自己株式	—	△53
株主資本合計	726,283	671,474
新株予約権	1,020	963
純資産合計	727,303	672,437
負債純資産合計	1,062,618	996,091

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,360,191	1,171,372
売上原価	899,751	720,280
売上総利益	460,439	451,092
販売費及び一般管理費	※1 421,299	※1 431,131
営業利益	39,140	19,961
営業外収益		
受取利息	170	367
その他	22	6
営業外収益合計	193	374
営業外費用		
支払利息	1,286	1,152
支払手数料	500	1,490
営業外費用合計	1,786	2,642
経常利益	37,546	17,693
特別利益		
新株予約権戻入益	72	57
特別利益合計	72	57
特別損失		
減損損失	—	※2 21,189
貸倒引当金繰入額	—	39,000
投資有価証券評価損	—	169
特別損失合計	—	60,359
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	37,618	△42,609
法人税、住民税及び事業税	2,296	2,294
法人税等調整額	14,925	9,852
法人税等合計	17,221	12,146
当期純利益又は当期純損失(△)	20,397	△54,755

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		105,655	11.7	84,603	11.7
II 外注費		148,030	16.5	103,356	14.3
III 経費		646,133	71.8	532,550	73.9
当期総製造費用		899,818	100.0	720,511	100.0
期首仕掛品棚卸高		2,236		2,304	
計		902,055		722,815	
期末仕掛品棚卸高		2,304		2,534	
当期売上原価		899,751		720,280	

(注) 原価計算の方法

個別原価法によっております。

※1. 経費のうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
著作権料 (千円)	271,785	219,662
システム利用料 (千円)	147,862	115,794
情報使用料 (千円)	61,333	37,050
通信費 (千円)	27,052	28,604
減価償却費 (千円)	24,906	18,766

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	884,926	316,035	316,035	△495,074	△495,074	705,886
当期変動額						
当期純利益			-	20,397	20,397	20,397
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			-		-	-
当期変動額合計	-	-	-	20,397	20,397	20,397
当期末残高	884,926	316,035	316,035	△474,677	△474,677	726,283

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,092	706,978
当期変動額		
当期純利益		20,397
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△72	△72
当期変動額合計	△72	20,325
当期末残高	1,020	727,303

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	884,926	316,035	316,035	△474,677	△474,677	—	726,283
当期変動額							
当期純損失（△）			—	△54,755	△54,755		△54,755
自己株式の取得			—			△53	△53
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			—		—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△54,755	△54,755	△53	△54,809
当期末残高	884,926	316,035	316,035	△529,433	△529,433	△53	671,474

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,020	727,303
当期変動額		
当期純損失（△）		△54,755
自己株式の取得		△53
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△57	△57
当期変動額合計	△57	△54,866
当期末残高	963	672,437

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	37,618	△42,609
減価償却費	26,276	20,308
減損損失	—	21,189
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,370	—
新株予約権戻入益	△72	△57
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	39,000
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	169
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△521	△718
受取利息及び受取配当金	△170	△368
支払利息	1,286	1,152
売上債権の増減額 (△は増加)	7,314	21,554
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,524	△48
仕入債務の増減額 (△は減少)	△40,140	△20,519
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	6,296	△23,500
前払費用の増減額 (△は増加)	11,439	△22,279
長期前払費用の増減額 (△は増加)	4,471	△53,145
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	10,681	△9,439
小計	61,584	△69,311
利息及び配当金の受取額	170	368
利息の支払額	△1,259	△1,255
法人税等の支払額	△1,151	△2,294
法人税等の還付額	847	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,192	△72,493
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,480	—
無形固定資産の取得による支出	△25,316	△97,607
投資有価証券の取得による支出	△60,770	—
関係会社株式の取得による支出	—	△70,200
関係会社社債の取得による支出	—	△59,800
貸付けによる支出	△9,000	—
その他の収入	3,780	2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△94,786	△225,607
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	50,000
短期借入金の返済による支出	△81,500	△50,000
長期借入れによる収入	100,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△50,098	△80,984
自己株式の取得による支出	—	△53
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,598	18,962
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△66,192	△279,138
現金及び現金同等物の期首残高	698,276	632,084
現金及び現金同等物の期末残高	※ 632,084	※ 352,945

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関連会社株式
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
- ・ その他有価証券
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品及び製品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 8年～18年
- 工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

当社は、給与制度の年俸制度移行により、2009年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金支給規程に基づく自己都合による要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2006年5月22日開催の取締役会において、2006年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、2006年6月27日開催の定時株主総会において、同制度の廃止に伴う打ち切り支給を行うことを決議しております。従いまして、廃止時における引当額は対象となる役員の退職まで据え置き、2006年7月以降の新たな引当は行っておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	15,000千円	－ 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	21,770千円	－ 千円
長期借入金	21,600千円	－ 千円
合計	43,370千円	－ 千円

上記のほか、資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、現金及び預金20,000千円を供託しております。

また、当該発行保証金については、金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約を締結しております。

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
固定資産		
長期前払費用	－ 千円	21,118千円
流動負債		
買掛金	－	2,944

※3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって処理しております。前事業年度末日が金融機関休日のため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	6,100千円	－ 千円

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関2社と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	150,000千円
借入実行残高	－ 千円	－ 千円
差引額	50,000千円	150,000千円

(損益計算書関係)

※ 関係会社との取引については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	24,026千円	35,170千円
役員報酬	39,156	39,156
給料手当	197,470	194,428
法定福利費	31,753	32,221
支払報酬	22,068	22,147
減価償却費	1,370	1,558
支払地代家賃	23,558	24,893
支払手数料	18,342	22,185

※2 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失（千円）
ソーシャルゲームサービス	本社（東京都千代田区）	ソフトウェア	16,866
		長期前払費用	4,323
合計			21,189

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産用途により、事業用資産については主に事業区分ごとの部門単位に資産のグルーピングを行っております。

ソーシャルゲームの一部サービスにおいて、当初予定していた計画との乖離が発生した各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額21,189千円を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスになる見込みとなったため、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,737,264	—	—	5,737,264
合計	5,737,264	—	—	5,737,264
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,020
合計		—	—	—	—	—	1,020

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,737,264	—	—	5,737,264
合計	5,737,264	—	—	5,737,264
自己株式				
普通株式	—	74	—	74
合計	—	74	—	74

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加74株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 2020年4月1日付で普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより、発行済株式総数は5,737,264株増加し11,474,528株となり、自己株式数が74株増加し148株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	963
合計		—	—	—	—	—	963

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	632,084千円	352,945千円
現金及び現金同等物	632,084	352,945

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については事業計画に照らして、銀行借入や増資等により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しており、当該リスクについては取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに販売管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

投資有価証券、関係会社株式、関係会社社債は業務及び資本提携に関連する取引先企業の株式及び債権であり、事業推進を目的に保有しておりますが、発行会社の信用リスクを有しており、当該リスクについては定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを継続的に行っております。

長期貸付金は業務及び資本提携に関連する取引先企業の株主に対するものであり、貸付先の信用リスクを有しており、当該リスクについては当該企業の経営状況等を定期的にモニタリングし、返済金額の遅延等の早期把握に努めております。

差入保証金は本社の賃貸借契約に伴う敷金であり、取引先企業の信用リスクを有しており、当該リスクについては取引先企業の経営状況を随時かつ定期的にモニタリングし、財政状態の悪化等の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日のものです。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを有しており、当該リスクについては取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに販売管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、モバイルビジネス本部における営業グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、経営管理部が定期的にモニタリングして時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取締役会においても取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	632,084	632,084	—
(2) 受取手形	19,200	19,200	—
(3) 売掛金	206,401	206,401	—
(4) 長期貸付金 (*1)	9,000	8,999	△0
資産計	866,686	866,686	△0
(1) 買掛金	118,192	118,192	—
(2) 未払金	13,460	13,460	—
(3) 長期借入金 (*2)	112,528	112,471	△56
負債計	244,180	244,124	△56

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	352,945	352,945	—
(2) 受取手形	19,900	19,900	—
(3) 売掛金	182,147	182,147	—
(4) 長期貸付金	9,000		
貸倒引当金 (*1)	△9,000		
	—	—	—
資産計	554,993	554,993	—
(1) 買掛金	97,672	97,672	—
(2) 未払金	13,160	13,160	—
(3) 長期借入金 (*2)	131,544	131,476	△67
負債計	242,377	242,310	△67

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利であるため、時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) 投資有価証券	60,770	60,600
(2) 関係会社株式	—	70,200
(3) 関係会社社債	—	59,800
(4) 差入保証金	21,266	21,609

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式、(3) 関係会社社債

投資有価証券、関係会社株式及び関係会社社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。また、当事業年度において投資有価証券について、株式では減損処理169千円を、社債では貸倒引当金30,000千円の計上を行っております。

(4) 差入保証金

差入保証金は、本社の賃貸借契約に伴う敷金であります。時価については、将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したものに対し、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値を算定しておりましたが、当初予想した賃貸借契約の終了期間を経過し、今後も賃貸借期間は事前に契約終了の意思表示をする場合を除き自動継続することから、合理的に返還予定時期を見積もることが極めて困難なため、時価開示の対象としておりません。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	632,084	—	—	—
受取手形	19,200	—	—	—
売掛金	206,401	—	—	—
合計	857,686	—	—	—

当事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	352,945	—	—	—
受取手形	19,900	—	—	—
売掛金	182,147	—	—	—
合計	554,993	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む。)	52,604	27,048	14,568	10,008	8,300	—
合計	52,604	27,048	14,568	10,008	8,300	—

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む。)	30,348	30,348	30,348	26,945	13,555	—
合計	30,348	30,348	30,348	26,945	13,555	—

(有価証券関係)

1. 関係会社株式及び関係会社社債

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額70,200千円)及び関係会社社債(貸借対照表計上額59,800千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

保有するその他有価証券は、非上場の株式及び転換社債型新株予約権付社債(貸借対照表計上額60,770千円)であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

保有するその他有価証券は、非上場の株式及び転換社債型新株予約権付社債(貸借対照表計上額60,600千円)であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について169千円(その他有価証券の株式169千円)の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

採用している退職給付制度の概要

当社は退職金支給規程に基づく退職一時金を採用しておりましたが、給与制度の年俸制移行により、2009年3月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金支給規程に基づく自己都合による要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第2号)」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	—	—

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権戻入益	72	57

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2017年有償ストック・オプション
決議年月日	2017年8月9日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名、監査役 3名 従業員 49名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1. 2. 3	普通株式 182,000株
付与日	2017年8月9日
権利確定条件	(注) 6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注) 2	自2019年7月1日 至2024年8月30日
新株予約権の数(個)(注) 2	1,605
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注) 2	普通株式 160,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2	600
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2. 4	(注) 5
新株予約権の行使の条件(注) 2	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項(注) 2	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注) 2	(注) 7

(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

3. 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 226 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）

5.（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（注）5.（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は 2019 年 3 月期乃至 2021 年 3 月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（a）営業利益が 3 億円を超過した場合 行使可能割合：20%

（b）営業利益が 4 億円を超過した場合 行使可能割合：50%

（c）営業利益が 5 億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする（以下、同様とする。）。

- (2) 上記（注） 6.（1）の規定にかかわらず、2019年3月期乃至2021年3月期のいずれかの事業年度において営業損失を計上した場合には、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 7.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注） 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 6. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下、本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 6. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

①ストック・オプションの数

	2017年有償ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	170,000
付与	
失効	9,500
権利確定	
未確定残	160,500
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

②単価情報

	2017年有償ストック・オプション
権利行使価格 (円)	226
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上しております。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上しております。この会計処理は、当該失効が確定した期に行うこととしております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
無形固定資産償却超過額	111,753千円	83,677千円
貸倒引当金	—	11,941
投資有価証券評価損	—	52
保証金償却	1,614	1,614
未払事業税	1,455	1,441
退職給付引当金	2,784	2,564
役員退職慰労引当金	5,878	5,878
繰越欠損金 (注) 2	124,431	147,587
その他	750	676
繰延税金資産小計	248,666	255,434
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△124,431	△147,587
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△87,028	△80,492
評価性引当額小計 (注) 1	△211,459	△228,079
繰延税金資産の合計	37,207	27,354

(注) 1. 評価性引当額が16,620千円増加しております。主な内容は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*)	2,780	22,451	73,684	10,334	—	15,180	124,431
評価性引当額	△2,780	△22,451	△73,684	△10,334	—	△15,180	△124,431
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*)	22,451	73,684	10,334	—	—	41,117	147,587
評価性引当額	△22,451	△73,684	△10,334	—	—	△41,117	△147,587
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	—%
(調整)		
住民税均等割	6.08	—
評価性引当額の増減によるもの	8.01	—
その他	1.06	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.77	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	－千円	70,200千円
持分法を適用した場合の投資の金額	－	63,898

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
持分法を適用した場合の投資利益(△は損失)の金額	－千円	△6,301千円

(注) 前事業年度は、持分法を適用する関連会社が存在しないため記載しておりません。

当事業年度は、株式取得により株式会社モビディックを関連会社とし、みなし取得日は2019年9月30日としております。このため、株式会社モビディックの年度に係る決算日が2019年12月31日であり当社の決算日とは異なることから、当事業年度に係る持分法を適用した場合の投資損益については2019年10月1日から12月31日までの期間のみ記載を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃借建物に係る有形固定資産に関連する資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「モバイル事業」は、携帯電話用コンテンツやSNS向けコンテンツ等の開発・運営と、これらコンテンツに関連したユーザー向けサービスの運営を行っており、情報サービスの事業内容に基づき包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、モバイルデバイス向けにインターネットを通じてユーザーにコンテンツの提供や情報の配信を行うモバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、モバイルデバイス向けにインターネットを通じてユーザーにコンテンツの提供や情報の配信を行うモバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	㈱モビディック	東京都千代田区	40,100	ゲームパブリッシング事業	(所有) 直接 35.0	株式の購入資金の援助 役員の兼任業務の委託	第三者割当増資の引受け（注）2	70,200	関係会社株式	70,200
							転換社債型新株予約権付社債の引受け（注）2	59,800	関係会社社債	59,800
							業務委託料（注）3	21,118	長期前払費用	21,118

（注）1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式の購入価格及び転換社債型新株予約権付社債の発行価額については、第三者機関により算定された評価を勘案して決定しております。

3. 取引金額は業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	㈱武雄嬉野国際カントリークラブ	佐賀県武雄市	100,000	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営	—	役員の兼任業務の受託	システム導入及び開発に関する調査・技術コンサルティング（注）2	10,200	—	—

（注）1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引金額は業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

Cykan Holdings Co.,Ltd.（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	63.30円	58.52円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	1.78円	△4.77円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1.76円	－円

(注) 1. 当社は、2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	20,397	△54,755
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	20,397	△54,755
普通株式の期中平均株式数(株)	11,474,528	11,474,385
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	1.76	－
普通株式増加数(株)	91,327	－
(うち新株予約権(株))	(－)	(－)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額の引き下げにより、投資家の皆様がより一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2020年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合で分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	5,737,264株
② 株式分割により増加する株式数	5,737,264株
③ 株式分割後の発行済株式総数	11,474,528株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	44,000,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	2020年3月13日
② 基準日	2020年3月31日
③ 効力発生日	2020年4月1日

(4) 新株予約権の行使価額の調整

当該株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を、効力発生日である2020年4月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第6回新株予約権	452円	226円

(5) 1株当たり情報に与える影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、(1株当たり情報)に記載のとおりであります。

(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことを決議し、2020年6月5日に払込が完了しております。

概要は以下のとおりであります。

コムシード株式会社第4回転換社債型新株予約権付社債

募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ
発行総額	金200,000,000円(額面総額200,000,000円)
各社債の金額	金5,000,000円の1種
発行価格	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
払込期日	2020年6月5日
利率	年率0.7%(固定)
利払日	毎年12月31日
利息支払の方法	(注1)
償還期限	2023年6月4日
償還の方法	満期償還(未償還の全部を額面100円に付き100円)又は繰上償還(注2)、 買入償還(注3)
本新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。
本新株予約権の目的となる株式の数	452,488株 払込金額の総額を転換価額で除した整数(1株未満の端数は切り捨て)
転換価額	金442円
新株予約権の行使期間	2020年6月5日から2023年6月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
資金の用途	新規事業の展開及び既存事業の安定的な運営資金

(注1) 利息支払の方法について

- ① 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、2020年12月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年12月31日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの利息計算期間分を支払う。但し、1年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- ② 利払日が、銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- ③ 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。

④償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

⑤利息の支払場所

コムシード株式会社 経営管理部

（注2）本社債の繰上償還について

①当社は、2020年9月4日以降、20営業日前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部または一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還することができる。

②本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

（注3）本社債の買入償還について

①当社は、本社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買い入れることができる。

②当社が新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社はいつでもその選択により、当該新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

（株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与）

当社は、2020年6月23日開催の臨時取締役会において、当社の取締役及び従業員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストックオプション制度の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	16,617	—	—	16,617	13,561	668	3,056
工具、器具及び備品	43,420	—	21,891	21,529	16,592	1,566	4,936
有形固定資産計	60,037	—	21,891	38,146	30,154	2,235	7,992
無形固定資産							
電話加入権	448	—	—	448	—	—	448
ソフトウェア	104,794	40,483	16,866 (16,866)	128,411	80,763	18,089	47,648
ソフトウェア仮勘定	—	101,265	44,124	57,140	—	—	57,140
無形固定資産計	105,242	141,748	60,990 (16,866)	186,000	80,763	18,089	105,237
長期前払費用	—	53,877	4,323 (4,323)	49,554	732	732	48,822

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

1. 「当期増加額」欄のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定はスマートフォンネイティブアプリのソフトウェア開発費用によるものです。
2. 「当期減少額」欄の工具、器具及び備品はサーバー機器の除却、ソフトウェア仮勘定はソフトウェア勘定への振替によるものです。
3. 「当期減少額」欄の()内は内書で、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	52,604	30,348	0.579	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	59,924	101,196	0.579	2024年10月31日
合計	112,528	131,544	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,348	30,348	26,945	13,555

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	39,000	—	—	39,000
役員退職慰労引当金	19,197	—	—	—	19,197

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	215
預金	
普通預金	162,729
定期預金	190,000
合計	352,945

b 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	19,900
合計	19,900

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2020年4月（注）	7,100
5月	6,900
6月	5,900
合計	19,900

c 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
Apple Inc.	66,566
Google Inc.	34,276
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	32,208
株式会社サミーネットワークス	8,371
株式会社WILL	5,626
その他	35,098
合計	182,147

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
206,401	1,359,174	1,383,428	182,147	88.37	366 52.31

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

d 仕掛品

区分	金額（千円）
アプリ制作	2,534
合計	2,534

e 原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
販促物貯蔵品	1,147
その他	11
合計	1,158

② 固定資産

a ソフトウェア仮勘定

区分	金額（千円）
ソーシャルゲーム開発費	48,135
従量制スマートフォンゲームアプリ開発費	9,004
合計	57,140

b 投資有価証券

区分	金額（千円）
株式	30,600
債券	
社債	30,000
合計	60,600

c 関係会社株式

区分	金額（千円）
株式会社モビディック	70,200
合計	70,200

d 関係会社社債

区分	金額（千円）
株式会社モビディック	59,800
合計	59,800

③ 流動負債
買掛金

相手先	金額（千円）
グリー株式会社	22,091
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	12,241
株式会社平和	9,195
アバンテック株式会社	6,600
社団法人日本音楽著作権協会	4,553
株式会社バンダイナムコアーツ	4,272
その他	38,718
合計	97,672

④ 固定負債
長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社商工組合中央金庫	72,880
株式会社りそな銀行	28,316
合計	101,196

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	296,822	564,517	881,451	1,171,372
税引前四半期純利益又は税引前四半期(当期)純損失(△)(千円)	5,611	△28,731	△34,730	△42,609
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(△)(千円)	5,115	△30,288	△41,647	△54,755
1株当たり四半期純利益又は1株当たり(当期)純損失(△)(円)	0.45	△2.64	△3.63	△4.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	0.45	△3.09	△0.99	△1.14

(注) 当社は、2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

② 決算日後状況

特記事項はありません。

③ 重要な係争事件の解決

特記事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	営業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（1）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第28期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月25日関東財務局長に提出

（2）内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出

（3）四半期報告書及び確認書

（第29期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

（第29期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月11日関東財務局長に提出

（第29期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月10日関東財務局長に提出

（4）臨時報告書

2019年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

（5）訂正臨時報告書

2019年8月1日関東財務局長に提出

2019年6月27日付で関東財務局長に提出した企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

コムシード株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 政憲 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コムシード株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 謙次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長塚原謙次は、当社の第29期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚原 謙次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長塚原謙次は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結子会社等が存在しないため、当社を評価対象の事業拠点とした。事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価の対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。